

厚岸町議会 平成26年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成26年3月14日

午前10時00分開会

- 委員長（佐藤委員） おはようございます。
ただいまから、平成26年度各会計予算審査特別委員会を続会いたします。
昨日に引き続き、議案第3号 平成26年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を続けてまいります。
252ページ、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費から進めてまいります。ございませんか。

- 委員長（佐藤委員） 2目土木車両管理費。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 3目土木用地費。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 4目地籍調査費。ございませんか。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。
6番、堀委員。

- 堀委員 平成25年度の町道路面性状調査の報告書をいただきました。大変詳しく調査の概要や、また、それぞれの路面状況なども事細かく出していただきまして、また、一番最後の一覧表のところでは、それらをわかりやすくまとめられた表もあって、大変わかりやすくいいんですけど、これについて一つお聞きしたいんですけども、今回、この平成25年度で町道の路面性状調査を行った結果を、一番最後のところ、一覧表で見させていただいているんですけども、白地になっている部分のところについては、さほど緊急性や要整備性というの薄いのかなと。ちょっと薄く網かかったところが、それよりも少し要整備、なおかつ、もっと濃い色で網かけというか、されているところが急ぎ、緊急性があるよということで、この調査表の9ページには、路面性状評価ということで、M C I というのと P S I というのがあるんですけども、一番濃い網かけのものは、M C I も3.0以下、P S I というのも1以下というようなところなんですよね。今回のこの結果を受けたものというのが、どのように新年度の道路の橋梁維持の中に反映さ

れているのかを、まず教えていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

今回の路面性状調査の結果、どう新年度予算に反映されているかというご質問でございますが、その結果、予算では1,200万円ということで、松葉町通りの200メートルをやる。それから、筑紫恋道路の300メートルを施工すると。それと、住の江町通りの250メートルを施工しますと。次に、奔渡町湖岸道路の70メートルを施工しますということで、計1,200万円の事業量ということになります。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 ただ、今回の性状調査の結果を見たときには、一番ひどい、順位として、最も先にやらなければならないところとして、筑紫恋や奔渡の湖岸道路のほうが、網かけとしては濃いんですね。ただ、今聞いた中では、それよりもずっと範囲の低い中では、住の江と松葉町通りも一緒にやるといった中では、むしろ、この結果があるのであれば、少なくともそちらを先にやる、なおかつ、この筑紫恋道路と奔渡の湖岸道路に関して言うと、今までやってきた松葉町通りほか、整備事業でのオーバーレイという工事じゃだめだというような報告もこの中にはありますよね。工法を選択してのものが、これは20ページですか、20ページには舗装補修工法の選定という中では、P S Iが1.0以下のところは打ちかえをすべきだというふうにされているというような中で、それらが、どうも反映されていないんじゃないのかというふうに思うんですけども、この点についてはどうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

委員おっしゃったように、調査の結果はそういう結果でございました。私どもは、この事業を始めるに当たりまして、例年ですと、500万円の道路補修事業を単独費で見えてきました。それによって、この単独費で見えている事業を、補助事業、交付金事業でできないかということで、この路面性状業務ということで調査をかけて、悪いところは同じようにオーバーレイで補修しようという考えで出発をしました。実際に、今回調査させていただいて、委員おっしゃるように、もっとひどいところがあるじゃないかと、そこをやるべきだというお話でございます。実際に行けば、道路改良等でやらなきゃならないというか、そういう調査結果でございますけども、あくまでも、今までは、たまたま調査結果がそういうことでございました。オーバーレイということを含めて今まで単費でやってきたことを、補助事業で代がえで、代がえというのは言い方ちょっとあれですけども、補助事業で何とかできないかとうことでこの事業を始めていますので、始めたというか、取り組んでいますので、今おっしゃったような、一部、奔渡町湖岸道路は、補助事業で

はこの部分は適用にならないんです、ならないんですけども、オーバーレイとして、その部分も単費の中で、この1,200万円の事業ですけども、一財485万円見込んでいますけども、その部分でやっちゃいましょうと、そういうことですので、全体的に、筑紫恋道路も含めて、実際に調査では、この結果では、オーバーレイしても、補助、交付金対象になりません、ならないんですけども、とりあえずオーバーレイをして、全体的に町道の整備を、とりあえず路面の正常化を図ろうということで、この事業でぶつけて施工したいという意図でございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 それじゃあ、やった意味がないという話になりませんか。少なくとも、この工法の中には、当然、その上にはオーバーレイという工法検討もされているんですけども、ただ、少なくとも奔渡湖岸道路の後半部分の約400メートルと、筑紫恋道路の後半と言えればいいのか、起点部分と言えればいいのか、の部分ですね、筑紫恋のほうは本当に延長が大分長くて、1,000メートル以上もあるのかな、というような状態の中を、じゃあ、結果的に、もう、このような結果が出ているのに、オーバーレイをしても、何年間かしか、またもたないじゃないかと。1年、2年たって、また大型車両、比較的、奔渡の湖岸道路や何かは大型車両が結構、重量車両が通る道路なんですけれども、そういうものも通ったときには全然もたないじゃないかと、何回も何回もやるのかという話になると思うんですよ。

今回のこの結果を見たときには、少なくとも筑紫恋道路と奔渡の湖岸道路に関しては、急ぎ、緊急性があるんじゃないの、P S Iでしたっけ、M C Iは維持管理指数で、P S Iというのは供用性指数ですから、供用に耐え得る道路じゃないというふうに、もう結果として出ているんですよ。この結果を重視しないで、一体何をしたら重視して、町内、いろいろな道路の維持管理をやっていくんだという話になりませんか。

道路の新設改良のほうでは、平成25年までなくて、今回の26年度にいきなり上がった港町の歩道整備事業というのもありますけど、それらとも比較しても、少なくとも交通量、そういうものとかも考えたときには、確かに、港町の道路にしても、あの性状を実際に見たり通ったりなんかしたら、やはり何とかしてあげるべきだというふうには思いますけども、それと同じように、奔渡の湖岸道路や筑紫恋道路、あの性状を、そのまま見て、それを普通にオーバーレイだけで済ませて、お茶を濁して済まそうなんていうふうには、とてもじゃないけど、ならないと思うんですよ。もっと、これらの路線については早急な整備というものが必要じゃないんですか。供用性指数がもう既に1を割っているわけなんですから。どうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

今、委員おっしゃられたのは、本当に確かな、正しい解釈です。私どももこの分析結果を見て、そのように感じていました。ただし、先ほどから言っていますように、今ま

で単費でやっていたオーバーレイ事業を、何とか交付金事業でできないかと、あくまでもオーバーレイをやるという事業というか、それで町道を整備していこうという趣旨のものの交付金事業化ですので、調査結果でオーバーレイができない部分が出た部分については、補助では適用にならないんですけども、少しでも町道の整備を早く進めるために、こういう方法を選んだということでございます。

それから、いわゆるP S Iの問題で、委員ご指摘のとおり、やってもまた無駄になっちゃうのではないかとということも、当然、私どもも同じふうを考えるわけですけども、それを改善するとなると莫大な道路改良ということになりますので、事業年数、それから経費も相当量かかるというふうでございますので、こういった方法で少しでも整備距離を延ばしたいという意図でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 できるだけ理解はしたいとは思いますが、ただ実際に、その3カ年とかを見ても、悪いほうの道路がずっと後年次のほうに回されているんですね、27年、28年とかということで。全然、先のほうに早く解消しよう、そういう意図が、全然3カ年計画を見ても読み取れないんですよ。そのような道路維持管理ということでもいいのかという話になるんですね。財源の話もあります。ただ、やはり今後、いろいろな財源を探していった中で、有利な財源もあったときには、少なくとも、これらの路線の改修、改良というものを真っ先に考えていってほしいなど。そうじゃなければ、この調査結果自体が無駄にもなるし、供用性指数が下回っているところ、いつまでもそれを放っておくということの中では、管理責任というものも当然出てくるわけなんですから、そういうような速やかなる対応をすべきだというふうに思いますが、どうでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

委員おっしゃるように、検査結果データでそういうふうには示されていると。いわゆる、そういう認識を持って、我々も道路管理をしていきたいというふうに考えております。当然、この検査結果を無駄にしないで、次の手はどういう手で道路改良、道路の整備をしていくかということ視点を置きながら、これから道路維持を進めていきたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ここでちょっとお尋ねしたいんですが、今、車道の話もされておりましたが、歩道が随分壊れているというか、私のうちの周りも見ると、ひどい状況になってきているんですね。それと、道路幅によっては歩道の幅が狭いということもあるんでしょうけれど、個人の住宅の出入り口を下げているというか、それによって傾斜が非常に厳しくなっているんですね。そうすると、最近、お年寄りの方々が歩行するには、

何て言うのかな、正確な言葉はわかりませんが、車を押しながら歩いている人がたくさんいるんですけれど、そういう人たちが非常に苦勞して歩くと。結果的に、そういうところが上手に歩くことができないので、車道に出てしまうと。車道のほうが比較的傾斜が緩いので、そちらを歩くというような状況になっているんですね。

そういうことで、やはり歩道のひどい、この間にもう何十年もたてば、その間に水道工事やった、下水道工事やった、さまざまな工事をやって、何回も掘り返しているうちに亀裂がだんだん大きくなってしまっているというような状況と、やはり歩道ですから、車道、歩道の路盤改良がされていないというのもあって、ひどい状況なんですけど、これをどうするのかと。

それから、堀さんが要求していただいたほうの橋の資料を見ますと、いいんですものね、ここで。橋梁維持だから、いいんだよね。いいんですよね。

それで、私、初めてわかったんですけど、尾幌に、13ページにある橋なんですけど、私のふるさとにあるんですけど、この橋が厚岸で一番古い橋だということを初めてわかったんですけど、これは、当時開パ事業で、幹線明渠排水事業の一環でつくられた橋ですよ。それで、私も常々、この橋が非常に老朽化してひどい状況になっているということは懸念していたんです。それで、この写真にあるように、防護柵というんですか、これももうすっかり壊れてしまって、もし間違えばというような状況になってしまっているんです。それで、この橋の早急な対策が求められているということがここに示されているんですけども、この橋は、当面そういうことをやっただけでもつような橋なのか。それと、この河川改修に合わせて、これは架け替えが予定されている橋なのかどうか、その辺も含めて、ちょっと教えていただきたいんですが。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

1点目の、歩道をどうしていくかと、今のバリアフリー化も含めましてというご質問でございますが、3カ年上の実施計画の中で、第5次で、15ページを見ていただきたいと思います。よろしいでしょうか。15ページに、一番下段にH111113町道歩道改修事業ということで、27年度からですけれども、28年までの表の中で埋めさせていただいています。実は、以前、町の中ですか、条例を道路法の改正によって、そういったバリアフリー化をどうするんだということでご質問も受けたことがあります。町内、いわゆる市街地の部分というんですか、いわゆる点字ブロックだとか、勾配を緩やかにするだとか、いろんな、縁石をどうするんだということで、特定道路、特定道路という商業施設だとかの部分から半径1キロ以内だとかということで、設定をさせていただいております。特に市街地の部分、その全部エリアに市街地が入ってきますので、その部分の調査を、昨年、自前でさせていただきました。点検をして、道路の歩道の巻き込みだとか、段差がきついだとか、調査をしております。その調査によって、ことし、なるべく早い時期に、委員の方々にもその調査結果、それから改修方法だとか、事業の計画ですか、お示ししたいということで、今準備中でございます。委員おっしゃったように、そういったことを踏まえて、ことし、自分の課でそれをまとめて、今、登載している来年からの改

修をしていきたいという内容になってございます。

それから、結橋、尾幌の橋でございますけれども、かけかえの話は、北海道とはまだ協議をしていません。橋梁ですけれども、一応、今回、長寿命化修繕計画ということで計画を出してございますけれども、橋の寿命は、通常は一般的には50年と言われております。今回、この橋梁長寿命化修繕計画というのは、防災・安全、社会資本整備交付金を活用した長寿命化でございまして、内容は、耐用年数は50年だけど、その長寿命化を図ろうという事業でございまして、耐用年数が変わるものではございませんけれども、予防保全的な維持管理方法をして、その橋を延命させると、そして、修繕やかけかえにかかる費用を縮減して、平均化を図るという目的でございまして。

ですから、あくまでも厚岸町の場合は46の橋があって、調査の結果、私ども、なぜ、こういう橋の順番を選んだかと、修繕を選んだのかということ、今回、最終的に北海道のほうとも打ち合わせをしてまいりましたけれども、最終的に、全道の長寿命化、各市町村の長寿命化計画を北海道がまとめて、それを国に提出しています。その際に、北海学園大学の社会環境工学科の教授、杉本教授という方がいらっしゃるんですけども、私どもは、まず第1点に、3.11の問題以来、急ぐのはどれかということで、損傷度の問題もございまして。

それから、避難をまず優先的にしなきゃならない橋というんですか、浸水区域にある橋をまず選んで、損傷度の問題も選んでと、順番をつけさせていただきました。この教授のところに行かせていただいたんですけども、そういうことを考えてきたのは厚岸町だけだねと、今まで初めてだねということで、たまたま、うちはそういう視点で、その順番を決めさせていただいたと、なるほどねということで言われました。

今、委員おっしゃったように、もつのかという視点では、この表からもわかるように、損傷度はかなり激しいんですけども、維持保全をかけていけば延命できるよという内容でございまして。それから、架け替えの話、架け替えしないで、先ほど言ったように、いかに延命させるかという修繕というのですか、ことですので、今のところは、実際的には北海道ともそういうお話をしていませんけれども、当然そういうことで維持保全を図っていきたいということでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 歩道のほうの計画については、私たちに示していただけるということでありまして、その計画があるということで、ひとつよろしくお願ひしたいと。

それで、この尾幌の橋なんですけど、寿命を延命させるということはわかりました。ただね、維持管理というか、そういう点ではどうなのかなというふうに思うんですよね。もし延命化するにしても、相当の予算をきちんとかけていかないと、結果的には、あそこに張りついている農家と、それと石山というか、採石場、あるいは、今やっているのかな、アスファルトの再整地みたいな、そういうようなことだとかに、非常に大型車両が通る橋ですよね。それで、大型トラックについては、それなりのルールを使って、入る道路と出る道路を別々にして利用しているというような状況で、入る車が大体あの橋を使っているのではないのかなというふうに思うんですけど、そのあたりで、もし長

寿命化の工事をやると何年ぐらい延命できるのか、繰り返していけばいつまでもできるということなのか、それとも、やっぱりどこかで見切りをつけなきゃならないのか、それと、やはり、ちょっとみすぼらしい感じになったものは早急に対応すべきではないのかなというふうに思いますけれど、そのあたり含めて、ちょっと説明してください。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

委員おっしゃっているように、何年もつのかと、延命を図っても永久的にもつのかという、簡単に言えば、そういうご質問かと思うんですが、いわゆるこの応急、長寿命化計画に示していますように、5年ごとに点検しなさいということが規定されております。それは、維持管理も含めて5年ごとに全部点検していきなさい、どういう状態になっているかも常時確認しなさいということです。これは、あくまでも長寿命化の考え方、いわゆる延命させるという考え方ですけれども、維持管理につきましては、延命化ということではなくて、あくまでも、我々、橋の管理者が維持管理をどうやっていくかという問題かと思えます。それに関して、ガードレールの管理だとかそういったものは、維持管理の中でも考えていきたいという、そのための調査でもあります。あくまでも、うちの46の橋をどう管理できるかも含めまして、この調査結果があります。

人道跨線橋の話ですけれども、耐震化も図らなきゃならないと、あくまでも、この橋についても、耐震化も視野に入れながら、改修というんですか、修繕を考えていかなきゃならないと、それは、当然、設計をやってみないと、どういう範囲でやらなきゃならないかということが出てきませんけれども、それも視野に入れながら延命化を図るということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ただ、あの橋、一般の道路の橋の場合、大概、真っすぐ行って、その途中に橋があるというのが一般ですよ、大概の道路であれば。ところが、あの橋だけは、90度カーブしたところに橋があるということで、そういうので、上手に曲がれない車だとか、ああいうふうになってしまう原因をつくっているのかなというふうに思うんですけど、ただ、そうはいつでも、あの道路の状況を考えると、あれをさらに、道路を下げるというのはなかなか難しい問題もあって、ああいう構造は簡単に変えることができないのではないのかなというふうに私自身は理解しますので、ただ、やはり、あの橋渡って大丈夫かなという感じは、やっぱり早急に何とかしていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 構造的な問題も含めまして、委員よくご存じでございます。あの橋渡って大丈夫かという疑念というんですか、心配がございましょうけれども、そのた

めに修繕計画を立てて、維持も含めてやってまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 進みます。

2 目道路新設改良費。

6 番、堀委員。

●堀委員 まず、これは大した問題じゃないんですけれども、267ページの湾月町通り整備事業ですね、3カ年計画では湾月町通り歩道整備事業というふうになっているんですけれども、歩道が抜けて、やることも違うのかどうなのかということをお教えいただければ、どのような工事をやるのかをお教えいただきたいと思います。

それと、その次のページには、太田2号道路の防雪柵の整備事業、これが平成26年度に新年度予算から3カ年にどんと乗ってきたものなんですけれども、その下もそうなんですけれども、最近の降雪状況、暴風雪状況を考えたときには、やはりこういう事業が急に出てくるというのは、当然それはわかるんですけれども、町内、ほかにもですね、よくプライベート道路がずっと防雪柵やっておりましたよね。今回、この太田2号道路が上がってくるんですけれども、ほかの路線というものの必要度というのがどのくらいあるのかというのが、3カ年計画とかにも全然乗ってこないものですから、そのような必要性のある路線というのがあるのかどうなのかが全然把握できないんですけれども、それについてはどうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

まず、1点目の湾月町通りの整備事業でございますが、これにつきましては、今年度、平成26年度から28年度までということで計画をしまして、全長480メートルの路線でございます。事業名が、歩道整備から通りの整備事業というふうに変わっているということでございますが、実際的には、一昨年やられた桜通りと同じ方式で、歩道をメインに改修しながら、車道の部分についてもオーバーレイ等で整備していくという内容でございます。ですから、委員のご自宅の前の桜通りと、あれと同じ方式でこの整備をしていきたいという内容でございます。

それと、太田2号道路の防雪柵でございますが、昨年のホワイトアウトの関係で、中標津でああいう事故がありましたということで、前々から、今、プライベートをずっと防雪柵を整備しておりました。まだまだプライベートは終わっていません。やらなきゃならないところもたくさんまだ残っております。太田2号につきましても、道路管理者として、相当程度前から、そういった状況も確認しています。きのうも含めて、こういう状

況で雪が降っています。それから、前回の2月の雪の中でも、雪が降って、相当、通行止めまでするぐらいになっております。私ども、その事業を担当する者も、実際に朝4時、5時に現場に行って、どんな状況かを実際には確認しております。私も含めて、いろんなところの道路状況を確認させていただきました。実際に、一人で行って埋まったこともありますし、二人で行ってやっとの思いで出てきたこともあります。実際には、井上耕介さんのあちら側の道路も含めて全く通行できないような状態でした。そこから脱出するのに相当時間がかかって、やっと帰ってまいりましたけども、そういった意味で、必要場所はほかにも当然あります。そういうふうに把握はしております。実際に、片無去、太田地区、別寒辺牛区などにも、そういう箇所がたくさんあります。その中でも、特にひどいところというのですか、優先度を決めまして、優先的に行わなきゃならないということで、今回、太田2号、通行止めにもなるぐらいですから、そういったことでやらせていただきました。2号を通行止めにする際は、当然、防雪柵がなくてああいふ状態になっていますので、1の通りから4の通りも含めまして、縦ラインを整備して、除雪をして、そこが陸の孤島にならないように、道路除雪という位置づけで、除雪で今カバーしているという状態でございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、必要箇所というのはもう押さえているんだと。その中での優先順位として、太田2号道路だと。優先順位のつけ方は、いろいろあると思うんですよね。当然、通行量とかもあるでしょうし、人家の張りつきや産業的な意味合いとかも、いろいろあると思うんですけれども。そうであったときに、ただ、それらがですね、じゃあ、一体いつになったら、ほかのところ、片無去とか別寒辺牛とかがやっていただけのかというのが全然見えてこない。一度ですね、それじゃあ、ちょっとお願いなんですけれども、何かの機会によろしいので、やはり防雪柵の必要な町道の位置というものを出示していただきまして、一覧の中で順位が決まっていると言うのであれば、その順位を示した中で、一度出していただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

今の防雪柵、必要な箇所、あちらこちらにあるということで私どもも押さえていますので、今、委員おっしゃったように、機会をうかがって、委員の皆様、その位置づけ、それから、順番、まだ行くか行かないかですけども、状況写真も撮っておりますので、ご説明したいと考えます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

3日除雪対策費。

12番、室崎委員。

●室崎委員 もう大分前になるんですけども、町内の除雪で、この道路はこういうわけで先に行くと。例えば、幹線、準幹線、それと松、竹、梅というのがあるんだと思うんですけどね。それで、どうしても早い順位で自分のうちの前の道路があいていく人は何も言わないんですけど、後回しというか、後順位になったところの人からは、やっぱりどうしてなんだという話が出まして、議会でもそういう話が出まして、それで、毎年雪の降る前に各自治会に集まっていただいて、ことしの除雪計画というものを説明しているということになっていると。それで、資料も出して、各自治会に周知してくださいと、それぞれの自治会で周知してくださいということになっているというふうに聞いていたんですが、それは間違いないですか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 各自治会にお集まりいただいて、説明をして、資料を渡しているというのは事実でございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それで、お願いなんですけど、その資料が大変立派なものでありまして、言うなれば、内部における作業手順をそのまま資料として各自治会に配っているんじゃないかと思われる節があるんです。枚数も非常に多いですし、いろいろ詳しく書いてある。詳しいのがいいとばかりは言い切れないんですよ。素人が見たら、全然わからないんですよ、何が何だか。私もことし、ちょっと言われて、見せていただいたんですが、本当に何もわからないんです。担当の方にもいろいろお聞きして、何とか説明をしたんですが、もうちょっとわかりやすくして、赤、青、黄じゃないけれども、3段階なり5段階なりの優先順位が一目でわかるようなもの。そして、特に、それぞれ配る、例えば真栄の私どもの自治会なら、真栄、宮園、真栄、港町ぐらいのところが大きく書かれていて、全町的なものが参考図としてついて大いに結構なんですけども、そして、それは一目でもって、ああ、この道路は第1順位なんだな、この道路は第2順位なんだなというものがわかるような、わかりやすい資料をつけていただきたいんです。

特にご高齢の方に、非常に細かな、こう行って、ああ帰ってきて、それからこっちに行ってというような線がたくさん入ったような図面を見せても、何が何だかわからないので、その点、わかりやすいもので、この道路は第1順位であるというようなことを、

そして、それがまた、もっと詳しいものが欲しい人には、また幾らでも説明できますから、それ、よろしくお願ひしたいんですが。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

どういった除雪計画なんだということで、各自治会の方にお集まりいただいて説明会をさせていただいています。今、委員おっしゃるように、見てわからないという、わかりにくいというご指摘でございます。今、委員おっしゃるように、各地区ごとに、順番がやはりこういうことになっているんだと、こういう順番だから、自分の場所は、同じ自治会、地区の中でも1番に来るんだ、3番目に来るんだ、やはりそういう理解がないと、逆に言えば、こういう、今日みたいなときも、まだ来ないのかというのが実態でございます。今朝も、そういう状態でございます。委員おっしゃるように、やはり自分の場所がどうしてこうなんだということを理解させていただく意味でも、そういった地区ごとの、それから全体の路線ごとに、こういった順番で除雪をしています、こういう考えのもとでやっていますということをやっぴりお示ししなければ、町民の方の理解も得られないんだなというふうに感じます、私どもも。ですから、来期になりますけども、高齢者の方も見てわかるように、各自治会ごと、地区ごとというんですか、その範囲の中で、どういうふうな経路できて、順番がこうなっていますと、その根拠はこうですよということをお示しさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

8番、竹田委員。

●竹田委員 25年度のときに、2,280万5,000円見ていたんですよね。ことし、4,865万1,000円と。何年か前に、私、質問したことがあるんですけども、除雪費の当初予算、ずっと2,200万円から2,300万円台をずっと続けてきていたはずなんですよ。これ、25年以前、この2,200万円くらいの推移というのは、何年間ずっと見てきたんですかね。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

今、ここにデータがございませんで申しわけないですが、私が当課に来て、以前からそういった予算の組み方というんですか、除雪の経費の組み方でございました。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 かなり長い間、2,200万円の推移をずっと来たんですよ。確かに、その年によって波があるんですね。その当初予算で、じゃあ、1回でもその予算どおりにおさまったことが過去にあるのかどうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） おさまっているということで過去にも聞いていますし、最近でもおさまっています。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 それは、じゃあ、計画的に見たら何年の年におさまっていて、何年の年におさまらなかったのか、それ、ちょっと示してください、そうしたら。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 私の、今、ちょっと誤解を招くような言い方しました。当初予算、確かに2,000万円台でつけていただきました。それが、年間トータル、それで賄えたという意味でなくて、4月に雪が降る場合がございます、その分として、そのぐらいを計上させていただいているということでございます。そういう意味で、その当初予算の分で4月に降った雪の分は、予算的には間に合うと。ただし、ことしから、なぜこういう予算をつけたかといいますと、こういった異常気象が多うございます。当然、4月になって、低気圧、大型低気圧の影響で、降雪が増えるということも考えられますので、これだけの予算を今回組まさせていただいたという内容でございます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 以前に言ったときに、質問したときに、2,200万円のこの当初予算でおさまるのかといったら、おさまらないんだと。だったら、平均値見て、もう少し増やしたほうがいいんじゃないかといったら、当初予算は当初予算で、後で補正するからいいんだという言い方をしたんですよ。異常気象が来たからといって、4,800万円急に倍以上見てきたという、異常気象なんていうのは今今始まったものでもないし、数年間前にも大雪が降って足りない金額のときがたくさんあったはずなんですよ。豪雪地という、異常に雪がたくさん降って、国にも予算を求めたというときもあったはずなんですよ。そういうことを考えたら、僕が質問したときには後で補正するからいいんだと言っていたのにもかかわらず、今年になってから急に倍の予算を見たというのは、当時の答弁から考えたらおかしいように思うんですよ。その辺はどうですか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） ここで委託料を上げたということは、契約行為をしなきゃならないと。今までは、当初に2,000万円台の予算をつけていて見ていました。一昨年から、こういった除雪業者さんが、なかなか自前の機械も古くなっていてやっていけないとい

う状況で、除雪の経費を見直しました。それで、今年度、25年度は1億円を超える予算になりました。そこには、賃金保証費なり機械の準備費ということで、業者さんにその分をきちっと保証するから、その分、いろんな維持も含めて除雪の契約を厚岸町と続けてくださいという意味で予算が増えています。その経費を、きちっと当初予算に定めて業者さんと契約するという位置づけで、今回こういった数字になっているという内容でございます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 そうしたら、きのうの話はなかったんですけども、中小基本条例という基づきで考えると、企業を守るといった部分の考え方というのは十分に配慮された今回の予算づけというふうに捉えても構わないですか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） これにつきましては、その賃金保障だとか機械の準備費だとかということは、20路線、20の業者と契約していますけども、そういった方々の、いわゆるいろんな状況を反映させて、そういった方々の中小の業者さんの企業のこと、当然それをやっていただかなければ、この除雪業務というのはできません。直営だけでは、全くうちの路線をカバーすることはできません。それを何とか、業者さんも頑張るから、その分の経費がかかっているから、賃金の保証、それから機械の準備も含めて、このぐらいかかるから、実費、そのぐらいをカバーしてほしいということでの予算が前回から増えていると。結果的には、今回、当初予算からそれをきちっと見たということでございます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 もっと早く、こういったことができるのであれば、やってほしかったなというふうに思うんですよね。というのは、業者の中ではもう、本当にこの除雪というのは永遠の課題であったはずなんですよね。避けて通れない問題だったと思うんですよ。業者の中からも、いつも、除雪に対しては不満だらけの仕事という部分でありました。なぜかという、やはり、朝8時に出て行って夜の5時に終わるとい、そういった仕事体系でないんですよね。よく厚岸町で、10センチ以上降ったら除雪に出るとい、その規定をもとにして除雪というのを決めましょうということで、朝、本当に早くから出なきゃいけない、その決められた時間よりも準備をしなきゃならないので、さらに1時間、1時間半、機械を温めたり何だりして出なきゃならないという部分もあります。そういった部分で、業者の中では、本当に切羽詰まった思いで一生懸命やってきたつもりでいたんですけども、何せ、その除雪費に対しての、いただけるタイミング、金額の部分については、不平不満がずっとあったはずなんですよ。それは、役場のほうで、ずっとわかっていたはずなんですよ。

僕は、だから、その除雪対策費を初めから多く見てほしいという部分の願いがあったんですけど、この金額はこの金額で補正やるからいいんだというのをずっと保ってきたわけですよ。今回に来て、除雪側に立ち向かって初めて、そういう業者の考え方を見直ししてやったということなんですけども、くどくどは言いませんけども、こういった業者を大切にしなければ厚岸町の業者も伸びないという、中小基本条例の中のその意を酌んで、今回から酌んでくれたのは大変ありがたいんですけども、さかのぼって本当はやってほしかったという願いなんです。それをやっていただくことによって、業者は数年も前から、もっと楽な営業ができたんでないかというふうな話にもなってしまいますよ。だから、私が言いたいのは、こういった除雪の問題でなく、ほかの問題にもしあったら、建設課ばかりとは言いません、ほかにもあったら、こういった部分については、対処を改善しながらやっていただきたいなというふうに思います。いかがでしょう。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えさせていただきます。

確かに、機械準備費だとかを今回、前回から見ております。今回は、当初予算からそれをきちっと1年間分見えています。その前は、最低保障ということで、いわゆる業者さんとの話し合いの中で、20時間分の最低保障を見ておりました。それは、そのときの契約というのですか、そのときの業者さんとの話し合いの中で、そういったことで了解をしていただいて、それまでは来ていました。

さらに、こういう時代になってきて、いわゆる公共事業も減ってきて、機械も自分で維持できなくなってきた、買うこともできないという中で、もっともっと業者さんが負担する負担額が大きくなってきたということが、我々との話し合いの中によって、我々もそういうことなら、もうやっていけないという業者さんも出てくるものですから、当然、それをうちらがやはり守らないと、厚岸町の除雪というのは成り立たないものですから、そういった意味で、いろんな準備費も含めて、改正をして、業者さんに納得していただいて、朝4時スタート、それから夕方5時、6時まで除雪をしていただいているのが実態でございます。

そういった意味で、これが、これで終わるということは私どもは考えていません。さらにもっと厳しい時代が来る、そういうことも考えながら、厚岸町のいろんな、建設課だけじゃないですけども、業者さんも含めてヒアリングしたり打ち合わせをしたりしていかなきゃならないなというふうに感じております。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 そういう部分で努力をしてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

それともう一つ、除雪に対してなんですけども、除雪をする際、例えば、除雪をして真っすぐ押した場合に、正面に私有地があると。それから、急カーブがあって、どうしてもそこを曲がるときに雪が膨らむと、そこに私有地があるといった場合に、そこに許

可もなく、雪を押っつけたままにしてしまう。これは、私有地の所有者の方に一言もないと。許可もなく、雪を勝手に盛り上げて捨ててしまうと。それから、ひどいことになる、立て看板を壊したまま知らない顔をする。それから、私有地のところに張ったロープの鉄の板とかも曲げてしまって、知らない顔をしていると。こういった問題というのは、町民からも苦情を受けているんですけども、除雪ということなので、みんなで協力しよう、それでないと道路もあかないよと、だから、みんなで協力しましょうよと、多少のことは我慢しましょうよと。じゃあ、この雪を今すぐにどこかに持って行って、そこにためないで、常に、除雪をした後に雪をどこかに持っていくという行為を、この大変な吹雪の中で、一生懸命除雪している中で、すぐやれといったってできないんだというふうに、町民には理解を得るように僕も説得しています。ただ、その中で、断りもなくというのが、やはり問題にされるんじゃないかなと。ましてや、その看板や、杭などを曲げて知らない顔というのは、これ、ちょっと問題があるなど。厚岸町では、そういうところの部分については、どう捉えていて、そういう苦情というのは現実あったのかなのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

今、委員おっしゃるように、人の土地、民地に、空地に、除雪のされたものが堆積されていると、それから、看板が倒れちゃったりという事実は、町民の方からお叱りを受けています。そういった意味で、私ども直営部隊、それから委託をにかけている業者さんについても、その辺、それが町有地なのか、民地なのかを、当然、委託を受けている業者は、まるっきり知らないでやっている部分もあろうかと思っています。それから、認識していて、やむを得ずやっちゃっている場合もあろうかと思っています。そういったことでも、勝手に人の土地にごみを置くと、ごみというのは、ちょっと言い方がおかしいですけども、ましてや、そこにある構築物まで倒して、そのままにしているということは、お叱りを受けて当然な話でございますので、そういったお叱りを受けた中で、そういうことがないように、当然、うちらも、除雪のラインの状況に、パトロールも含めて、そういった状況がないかを、昨年そういった話も町民の方から受けました。今年からも、そういったことのないように、極力気をつけて除雪をしたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 箇所を調べていただいて、協力してくれる住民と、本当に腹立たしく思っている住民もいると思うんですけど、特に、余り住宅地も何もない民地という部分については、余り考える必要はないのかもしれませんが、市街地というか、民地がたくさんあるところについては、特に気をつけてほしいんですよ。迷惑をかけて、雪だから、春になれば溶けるんだから、どうでもいいべやっていう話にはならないと思うんですよ。雪だけに、溶けちゃう部分が、毎年、降った雪は、必ず溶けない雪はないので、必ず溶

けちゃうんですけども、お叱りの話も、溶けた水と一緒に流してくれという話には、これはならないと思うので、ぜひ、その辺考えていただきたいなというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

そういったことを水に流してくれといっても、流してもらえないです、そう思います。市街地だから、郊外地だからということではなくて、人のところに持ち込まれるのは、やはり気持ちのいい問題ではございません。私が逆の立場でしたら、当然そういうふうに思います。ですから、私ども町有地の管理もしていますので、その辺のデータも含めて、実態的に除雪の体制でそういった箇所がないか、ご迷惑をかけているところがないかも含めまして、もし、どうしても堆積をしたい、空地で堆積したいということになれば、お断りをして、その辺の除雪の堆積の許可を得るなりということで、全く知らない間にぼんと投げるといった行為のないように気をつけていきたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 進みます。

3項河川費、1目河川総務費。

10番、谷口委員。

●谷口委員 まず、尾幌川の樋門樋管管理委託料、それから門静防潮堤水門管理委託料、これはどこにお願いしているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 尾幌に関しましては、これは上尾幌自治会に委託をしております。それから、門静につきましては門静の自治会に委託をしております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 この樋門だとか水門だとかの管理なんですけど、最近、想定を超える水害だとか、そういうものが相次いでいるし、厚岸町においても、そういう状態になってきているんですけれど、その水門の管理をどうするかというのが、あちこちで防潮堤の管理を、誰がいつやるのがいいのかということが言われていますよね。結果的に、防潮堤を閉めに行って津波に遭ってしまうというようなことも、東北の災害の際にはあったように思うんですけど、上尾幌も、去年の台風の際は、非常に市街地含めて水害に遭っているんですけども、上尾幌も結構高齢化していますよね、住民の間でもね。そういう場

合に、今回の去年の災害の際は、これは水門を管理したのか管理しなかったのか、そのあたりではどうだったのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） あの川は北海道の管理でございまして、そういった状況になれば、一応これは委託料として厚岸町と北海道が結んで、厚岸町に歳入があつて、その維持管理分を自治会に委託料としてお支払いしていると。それから、管理者である北海道が、まず厚岸町のほうに、こういった状況だから、閉める、開けるという状況を、来て、そのときに初めて私どもが上尾幌の自治会に電話なりをして、そういう操作をやっていたかどうかということでございまして、前回は、そういった状況ではなかったということでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、去年の台風のとくに、上尾幌、かなり水が上がりましたよね。それで、その際は、あの川は……、その先にちょっと聞きたいんですけど、あの樋門は、川の水があふれそうなときに閉めるものなのか、それとも、川を維持するために、入ってくる水をとめるために開閉するものなのか、どちらの役割をあの樋門は持っているんですか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

川の水が川からあふれていかないようにという樋門でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、川の水位だとかそういうものは、何らかの形で北海道が管理して、その状況を把握できるような仕組みがあつた地域にきちんとあると。何らかの、遠隔の何かでね、そういう仕組みになっていて、そういう場合には樋門を閉じてくださいというような連絡があるというふうに理解していいんですね。それで、今回、災害、ああいう状況になっていますけれど、あの災害は、川の水があふれたのではなくて、川に入ろうとした水が入り切らなかったというのか、その前であふれてしまったというのか、どういった状況だったのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） まず、川の水があふれたんじゃなくて、山とか敷地にたくさんの雨が降って、それがあふれたということでございます。

それから、どう北海道が対応しているかということは、いろんな、自動的に検知しているという状況でなくて、北海道の職員が、旧土現というんですか、の職員が道路パトロール、監視によって状況を見て、その上で判断するという状態になっています。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、結果的には、あのときの台風の際は、思わぬ水が川に入る前にあの地域を水浸しにしてしまったというふうに理解をしいんですね。川には、まだまだ余裕があったということでもいいんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 先ほども申したように、川があふれたんでなくて、山水に落ちたものがあふれ出たという状態です。まだまだ余裕があったかといいますと、まだか、まだか、ちょっと私どもが北海道の方と、その状況を、あと何センチだとか、あと1メートルだとかという状況は、確認はとっていませんですけども、あふれていないのでという状況は確認していますので、まだまだか、まか、ここではちょっとご返答できない状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ただ、そういうものを設置しなければならない川であるということは、はっきりしていますよね。それで、結果的には、その下流の尾幌地域でも、やっぱり同じような状況になっていますよね。さっきの橋のあたりも含めて、そういう状況になっているんですけど、やはりその連絡というのは、今、課長が、まか、まだまだかというような、延ばして縮めたりしてお話しされましたけど、非常に表現力がいいなというふうに思うんですけど、そのあたり、このあたりから危ないから気をつけなさいとか、そういうものというのは、今回の水害の際は、土現だとかそういうところからは、氾濫の危険があるとか、まだ余裕がありますよとか、そういうものは連絡ができるような体制になっているのかどうなのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

どういった仕組みになっているかと、国、北海道、それら関係機関とどういう連絡になっているかということですが、実は厚岸町、建設課だけじゃないんですけども、防災という意味で、総務課も所管していますが、情報の共有連絡協議会ということですが、そういうことで、連絡体制を、個人の携帯も含めて、皆さん、メンバー、登録しています。

実は、この話は別なんですけど、2年前に、国道が冠水して通行どめになりましたと。

それで、たまたま私が、朝5時ごろ目を覚ましてSTVのテレビを見たら、通行止めというふうに出たんですね。私聞いてないよと、どうなっているのということで、その連絡体制について、かかっている町村が、担当者が知らないという話にはならないので、こういう携帯電話の番号まで全て名簿に記載しているのに、どうしてくれないんですかということで国の方にも申し入れをしました。そういった事実がありまして、そういった連絡体制を今とっています。

ただし、先日の浜中での、陸の孤島になっちゃったと、道道が通行止めになって、なっちゃったというのは、お互いにその辺の物事の判断ですか、通行止めにして、そこに民家があるのかないのかということが、ちょっと忘れてしまったのかなという気がします。そういった意味で、我々は、そういう釧根の道路防災協議会だとか情報共有連絡会議だとかということで、組織をそれぞれ設けて、そういったホワイトアウトの場合だとか、いろんなことで会議を持ちながら情報共有をして、いかに人の管理するものについても、情報が、厚岸町と開発と国と総合振興局、北海道と、その他関係機関と、どう結んだらいいのかということで、連絡体制をとっているというのが実情でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ただ、いつも、昼間の明るい時間に水位が上がったり、そういう状況になればいいですけど、災害というのは、どんな時間にどういうふうに来るのかわからないし、とっさに避難をしなければならないときでも、あの上尾幌の水害のときも、やっぱり被害に遭った人は非常にもう興奮状態になっているんですよね。それで、私たち、その後で伺ったんですけど、もう、何といたらいいなかな、もう話したいことはいっぱいあるんですけど、自分自身がどうしたかというのは、なかなか上手に話せない、そういう状況になっている、そういう人たちにやっぱりきちんとした情報を伝えてやるということが、先に先にやるのが大事ではないのかなと。

それともう一つ伺いたいんですけど、門静の、今、石山に行く通り、あの通りの工事やっているその先をずっと曲がっていけば、沼みたいところを今回っているんですけど、あそこにも何か水門というのか樋門というのか、あったと思うんですが、あれはもう用を足さないものになっちゃっているんですか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 委員おっしゃるように、あれは昔、沼あったところについています。今は役に立っていないというか、そういう状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 わかりました。それから、次、伺いたいんですが、辺寒辺牛川水系の砂防施設整備、これはずっと行われてはいますが、これ、我々議会は、どういう工事が今まで行われてきたのか一度も見たことがないんですけど、我々議会として、調査、視察す

ることはできるのかどうなのか、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。もちろん、できます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 わかりました。調査できるということですね。こちらで、議会全体か、あるいは委員会か、調査を申し入れをすると、自衛隊の都合もあるんでしょうけれど、そういう機会を捉えて我々も視察をすることができるということですよ。

それと、先ほどの橋の件とかかわるんですけど、二級河川尾幌川、結果的に、河川改修の、100年ぶりに大きな災害があっても大丈夫だというような大災害に対応する河川改修を今進めている真っ最中なんですけど、この今後の見通しなんです。これが進んでいなかったことによって上流部での洪水になったのか、それとも、先ほどの上尾幌と同じように、山からの水の押すのが早くてああいう状況になったのか、どっちなのか、正確に私もわかりませんが、この工事の今後の見通しというか、これはどういうふうになっていくのか、ちょっと教えてください。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

北海道が管理する尾幌川でございますが、河川改修工事については、厚岸町としても早急に対応してほしいということで、主要懸案事項として申し入れをしています。そういった事業で、平成4年から平成20年まで、16年間にわたって河川改修が行われてきております。平成21年の大雨で、工事現場から濁水が厚岸湾に流れたと。濁水が沖方向に流れて、昆布森漁協から、どうなっているんだと苦情が入りましたと。それをもって、漁業の影響調査だとかを、水質検査、濁度調査を北海道がしております。平成22年度から25年度まで、そういった漁業の影響調査を北海道がしていきまして、その報告につきましても、厚岸漁協、昆布森漁協に対しても、調査結果を北海道がしております。実際に今年度も、各漁協に対しましても、調査結果の報告会を北海道もしております。そのことで、まだまだ尾幌川の河川改修が、今、中止になってはいますが、やはり河川改修は必要だということで、厚岸町からも、ぜひ早急に対応してほしいということで、厚岸町も含めて、昆布森漁協、釧路町に対しても、漁協に対しても、北海道とともに対応をしていかなきゃならないということで、本年の1月に、北海道の方も今までの調査結果の報告と内容の説明をしていっています。

その結果、釧路町の昆布森と漁協に説得を今始めています。いわゆる濁水のそういった影響で工事がずっととどまっていたと、濁水をしたために、そういった工事の仕方ではだめですよということで、とまっています。その辺について、こういう方法で、今の濁水、水質検査上も、もう問題なくなっているというような状況から、今年度中に何と

か昆布森漁協も含めて説得をして、27年度から工事を再開したいということで、今、北海道からもそういった通知を受けております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 もともとすごい蛇行した河川を、幹線明渠で大体真っすぐにしたというか、そういう川なんですよね。それで、今までやっていたのでは非常に大きい落差口があるので、魚の遡上なんかには支障を来すということで、その落差口も、今までやったところは大体取って、新しい工法でやってきているんですよね。やはり直線化していますから、どうしても水の流れは速いと思うんですよね、今までと違ってね。それをやっぱり、どうするのかというのを考えていかなければならないというふうに私は思うんですよね。そういうことを考えると、やはり古い川というか、そういう三日月になった部分で、もう使われなくなった部分なんかをやっぱり利用しながら、ひょうたん形と言ったらいいか、ところどころで、やっぱり水の流れを抑える仕組みをやっぱり考えていくべきではないのかなというふうに私は思うんですよ。それでないと、結果的には、やはり何かあったときには、同じようなことがまた起きるのではないのかなというふうに考えるんですけど、そういう少し工夫をしなければ、おとしでしたっけ、オタクパウシの農家の牧草ロールが一気に厚岸湾まで流れてしまうというようなことも起きているんですよね。ですから、そういうものを考えていかなければだめではないのかなというふうに思うんですよね。やっぱり不要なものは絶対に海に流さないということを、やっぱりどこかで止める仕組みをつくるということも必要ではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

今、委員おっしゃられるように、ストレートな川、いろんな状況で、いろんな要因で、そういった汚濁が一気に流れちゃう、いろんな仕組みを考えるべきだと。釧路湿原の川もそうですけども、そういった意味で、いろんな川のつくり方というんですか、改造の仕方も変わってきております。ましてや、こういったことで濁水が一気に流れて、工事が中止に迫られている事業ですので、漁場環境の喪失を引き起こす状況にあったということで、実際には北海道が管理する河川ですけども、そういった状況も、北海道の方と、こういった川、そういった漁場環境を、どう低くできるのか、阻害することのないようにするにはどうしたらいいかということも、ちょっと私どものほうも、北海道の方と、設計に携わっているその事業をやっている方とも、内容をどう考えているのかということも、一步踏み入った形の中でお聞きしながら、そういったことも、ご提言と言ったら、すごく北海道に対してあれなんですけども、聞いてみて、そういうことを考えていただけないかも含めて打診していきたいというふうに考えます。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

12番、室崎委員。

●室崎委員 汐見川の改修事業、護岸改修事業というふうに、汐見川に関するものが少し出ているんですが、その内容をちょっと教えてください。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） まず、汐見川の改修でございますが、これは平成26年度で一応完成ということで、26年度、新年度完成します。工事の内容ですけれども、左側護岸、岸ですね、それから右側、おのおの71メートルずつの河川改修をして、2,780万円という工事でございます。それから、汐見川の護岸改修ですけれども、これも平成21年度から26年度までの、今年で終わる工事でございますして、残り、護岸27メートルを残して完成という状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 いずれも相当前に計画されて、毎年少しずつやってきたものが今やっと完成を目前にしたという部分ですね。それで、汐見川というのは、ちょっともし間違っていたら大変ですので申し上げますが、ひょうたん島と言いましたか、そのところに、何というんですか、筑紫恋方面から流れてきて、入って、それから、そこから海へ出ていく、その全体が汐見川ということは間違いありません。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 委員のおっしゃるとおりでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 昨年の9月16日ですか、猛烈な雨が降りましたですね。厚岸町ではちょっとみんなも記憶にないような大雨が降って、この汐見川流域の海産干場が、両側の山から流れてくる濁水によって使用不能の状態に陥ったということがありました。それで、議会にも、あれは請願だったかな、出て、それで議会でも、それは早急に手を打つべきだというふうにして、全員一致で採択しました。

そのときに、現地のそれぞれ海産干場を持っている所有者の方からもお話を私も直接聞いてますが、また紹介議員のほうで精緻にその話をしてくれましたが、いろんな要因があると思うんです。ただ、そのうちの一つに、汐見川自身が、太く整備されたところと非常に細い状態になっているところが、何と申しますかね、ひょうたんのようにならんでいると。ひょうたん島に注ぎ込む川だけにあって、川そのものがひょうたん状態になっているというようなことを言われました。そして、その太いところから細いところに入る呑み口のところでは、当然飲めないですよ、物理的にね。そのところでも

う吹き上げているという跡も随分見ました。

それから、もう一つは、その両側の斜面、そのところで本来水を呑むべき、もともと用途でもってつくられている、何というのですか、クッションになる用水路が、もうほとんど埋まってしまって役に立たない。あるいは、その上部に、霊園側のほうですが、土捨て場があって、そのところから相当に汚濁土が道路を走ったというような話も聞いております。

いろいろそういうところに対して、こういう手を打ったらいいでないかということ、を地元の人たちは言っていますが、これは汐見川の改修工事そのものとはちょっと外れるので、委員長、申しわけないんですが、いわゆる流域の問題として、そういうものについては、今回の新年度予算では、この汐見川改修工事ではないんですね。あるとすれば、項目だけでいいですから教えてください。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 今回の予算の中では、その部分については予算化はされていません。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 早急にという話だったので、もう既にされて動いているということですか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 土捨て場からの、いわゆる流入については、雪捨て場ということもございまして、早急に自前で素掘り側溝、大型のを掘りまして、そこからの雪解け水も含めて来ないように処置を、あの後すぐやらせていただきました。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 他について、いろいろな方策をとらなきゃならないと思うんですが、それらについては、どういう進捗状況なんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） ああいった大雨の影響で、いろんな状況でああいうふうになりましたということで、浸水被害を発する箇所として、当然私どもも押さえました。逆に言えば、はっきり言いまして、その対応策を早急に今協議しているという状況ではございません。ただし、汐見川の河口付近からのそういった改修工事は、とりあえずは、今回はこれで終わりますけども、その上流地域、それから、あそこ一帯、流域の問題として、どうしたら解決できるのかと、どう被害が軽減できるのかということで、今後も

検討、今後もというのですか、早い段階で検討して、その対応策を考えなきゃならないというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 あれから、もう既に半年たっているんですよね。現在のところ、まだ何にも計画の検討すら手をつけていないと。そして、あの請願が出たときに、理事者側も、早急にこれは手を打たなきゃならないということは言ってますよ。それから、たしか町長のほうにも同様の内容の陳情が出ているはずで、そのときに陳情者に対しても同様のことを言っていると聞いています。それで、半年たって今聞くと、土捨て場の脇に素掘りを掘ったということ以外には一切手をつけていないし検討もしていないと。そして、お聞きすると、早急に検討しなければならない重要課題であると。言っていることとやっていることが全然違うんじゃないですか。いかがでしょう。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

当然、ああいう大雨が降って、計画流量を超えて、当然すごい大雨になったということで、3年かけてするところじゃない、それを超える、3倍も超えるような雨量が降りました。そういった意味で、ああいう被害をどう防いだらいいのかということでございまして、私ども、それは当然、私の課、それからいろんな課も含めて、その認識は一緒でございます。実際的に、委員おっしゃられるように、半年もたってまだ何もやっていないかと、お叱りでございます。早急に、この件に関しまして、課内、部内、庁内で、どういった対策をしたらいいのか。それから、雨水の問題も含めまして、それぞれの課、協議していきたいというふうに考えます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 何というのかな、一遍に全部解決できるような方法があるとは言っていません、私も。大変難しいと思います。あれだけの大きな強い雨がどんと降ってきて、いろんな要因が一緒になってああいう事態が起きているというふうに思うんですよ。ただ、あれだけ力強い、何ていうんですか、対応の言葉をみんなもらったんですよ、関係町民はね。ところが、半年たって聞くと、検討すらしていないということになるといって、これ、行政全体の不信を招きますよ。ですから、今、こういうことと、こういうことについて調査して、こういう検討はしているんだけど、なかなか、こういうところではうまくいかないの、こうなっているというぐらいのものが、やっぱり示していかないと、リップサービスだけなのかということになってしまいますので、その点は改めてお願いを申し上げます。いかがでしょう。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 早急に対応を検討したいと思いますが、少し補足をさせていただきたいと思います。あの大雨の後、私も町長も、当然、現地を見させていただきました。請願があった方も一緒に立会をしていただいて、つぶさに現地を見させていただきました。当然、担当となる部署の職員も同行させて現地を見させていただきました。直ちにできること、それは、先ほど言いましたように、干場の上から相当な土量のもので流れてきたということで、それはすぐ除去できるような形をとると。それから、下側の側溝、相当な草が繁茂しておりました。側溝の流れを阻害する心配がありましたので、その除去、それを指示して速やかにやってもらいました。それから、梅香町から入ってきて、筑紫恋側に向かって行って、右側の山から相当な雨量が干場に流れ込んできて、管で飲み込めずにオーバーフローをして、干場に相当冠水をしたという状況も見させていただいて、明渠の形にはなりますけれども、できる対応を直ちにとらせていただきました。

それから、お聞きをしましたら、有明の排水路、これが26年度でやっと完成を見るわけでありましてけれども、これが狭まっていて、流下する水がスムーズに流れていなかったと。周りから流れてくる水が、飲み込むことができなくて、結局、冠水に至ったと。それから、終末処理場に上がっていく道路でありますけれども、ここは35ミリでしたか、の管しか入っておりません。これは、ちょっと担当課に技術レベルの話をお聞きしましたら……、350か、ごめんなさい、350、これ以上の管って入れれないのかという話を聞きましたら、道路の設計上、100年規模の雨量というものは、設計基準の中にも含まさっていないということで、あそこにそれ以上のもし管を入れるとすれば、全て単費でやらなければならないと。それは、ちょっと事業規模的には無理じゃないかと。であれば、やはり早くこの有明排水路、これを、まず予定どおり早く完成させることが先決だねという話が出ました。

ただし、これもまた別の問題がありまして、あそこの工事というのは、冬期間でなければなかなか仕事ができない。その理由は、希少種が生息している、それも数種類、トミヨ、我々小さいころ、トミヨ、トミヨと言ってたものですが、生息をしていると。非常に環境的に珍しい地域だということがありまして、そのトミヨの繁殖時期というのが夏場なんですね。冬期間になると、上下道、上流域、下流域への移動というのが、もう、ごく限られているというようなこともありまして、ちょっと冬期間にせざるを得ないと、それから、予算的な問題もあるというようなこともありまして、現状、そういうような状況になっております。そのほかに、ああいう大雨になったときに、他の方法はないかということで、もう少し時間をいただいて研究をさせていただきたいと思います。

それから、もう一つは、私も本当に恥ずかしい話なのですが、これも担当者に聞きました。筑紫恋側のほうに持っていくことはできないのかという話も、今の有明の排水路をもっともっと延長して筑紫恋側のほうにもという話も、できないのかという話もさせていただきましたが、勾配上無理だと、ちょっと町のほうには流すことはできないという話も、現場で話を聞いております。

いずれにしても、他の方法が、なかなかいい方法が、あれだけ広域な対応ですから、相当難しいという、技術レベルの頭を抱えている状況なわけです。いずれにしまし

ても、もう少し時間をいただいで研究をさせていただきたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 非常に丁寧な答弁いただいでありがとうございます。今のような話を最初から言ってくだされれば、私もあんな失礼なことを言わなくて済んだというふうに思います。何もやっていないと言うからそういう話になったわけで、よくわかりました。

それで、そういう話が十分町民に伝わっていない部分もありますので、それから、今、副町長おっしゃったように、何でもかんでも流したりすればいいと、排水路をつくって一気に海に流しさえすればいいというものではないわけですね。地域の環境というものが有りますからね。そこのところは十分配慮しながらやっていくんだというお話もよくわかっておりますし、その先には海の環境が有りますから、だから、そういうことを含めて、やはり慎重に運ばなければならないということもよくわかりました。

そういうわけで、決して投げたあるわけではないということがよくわかりましたので、また、あとは、そういうことを含めて、相当多くの方が、あのところに直接利害関係を持っている問題ですので、間接的な方を入れるともっともっと広がりますが、町は投げたあるんじゃないんだよと、できることを、今おっしゃったように、やってきているんだと、その上で、こんな問題とこんな問題は隘路になっているんだということを、やはり何らかの形で町民にもわかるようにしていただきたいと。これ、お願いして終わりますが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） ちょっとどういう方法になりますか、どういうお知らせの方法になりますか、わかりませんが、検討して、現状をわかっていただくような対応を図ってまいりたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 進みます。

4項都市計画費、1目都市計画総務費。

6番、堀委員。

●堀委員 都市計画マスタープラン策定委託料でお伺いいたします。3カ年計画のほうには、ことしから3年で、ことしが574万6,000円ですから、来年以降が600万円、600万円ということで、約1,800万円近くかけて、マスタープランというか、都市計画の基本計画をつくるものだと思うんですけども、まず、行政業務委託料として、ことし574万6,000円、マスタープラン策定委託料というふうになっているんですけども、来年以降でも

同じくらいだけの行政業務の委託というものが必要なものなのかという、1,800万円くらいもかけなければならない、かかってしまうのかと、マスタープランをつくるのにですね、そういうものなのかというのを、まず教えていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えさせていただきます。

この事業は、平成13年から15年度までの3カ年で都市計画マスタープランを策定させていただきました。20年間を目標に、20年先の厚岸町の町づくりについて策定させていただきました。今年度、新年度は、ちょうど10年たって、中間年でございます。そういった意味で、10年ごとの見直しが前提でございますので、10年目としてプランの見直しをしなければならぬと。10年だから見直しをしなければならぬということではございません。町長の執行方針にもございますように、生活様式や社会経済的变化だとか、それから、新たな津波浸水地域、それから避難の考え方、避難場所だとか、3.11以来、都市像というんですか、そういったものは変わってございます。そういった意味で、どうアクセスを、道路をつくるだとか、それから緊急避難道をつくるかだとか、衛生管理型漁港も、こちらから湖南地区のほうに決定しておりますので、そういったことで、町の流れが、当然、そういう都市施設によって変わってございます。そういった意味で、今回、都市計画マスタープランの見直しということで、事業費を計上させていただきました。

ご質問のことですが、来年も再来年も、これだけの経費がかかるのかということでございます。今年度は、新年度、26年度は、都市計画マスタープラン、当初立てた全体構想だとか地域別の構想、それから行動の指針の、三つで構成されています町全体で、どういう町づくり、町の中だけの町づくりでなくて、地域も、郊外の地域も全部含めた中で、厚岸町の将来像をどうするかということのまとめを、今年度、マスタープランとしてやっていきたいと。それによって、来年度以降、厚岸町には用途地域、指定されています。先日のお話でも、都市計画区域内でも白地地域があったり、いろんな状況がございます。その用途地域も含めて、それから都市施設のあり方、それから、昔で言えば街路、先ほど言った避難の道も含めて、厚岸町の全体の見直しをさらにしなければならぬと、細かいところで。今、商業地域として、松葉町通り、それから真栄町通り、準防火地域でございます。ところが、こういった状況で、商業地としては今現在、こういう状態で歯抜け状態になっているよと。逆に言えば、商業地は今、港町の橋のたもとも含めて、商業地も移動していると。そういった見直しの中で、用途地域も見直していかねばならない。そういう調査に、当然、簡単に、こうだからぼんということじゃなくて、いろんな分析をしながら、それから避難道も含めて、避難道といいますけれども、これからスケジュール、計画をつくるわけですから、私がこうやる、ああやるってということじゃなくて、そういったことを、町民の方、それから関係機関、それから役場の中、議員の皆さんも含めて、そういった、将来にわたって厚岸町これからどういう町をつくっていくんだということで、3カ年をかけて策定、行動する計画を、実際に計画づくりの計画ではなくて、こういった町の状況を踏まえて、こういう今の現状を、それから、将来にわたって、こういう町にしていくんだよというものをつくり上げていくという内容で

ございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そこは、全体としてはわかるんです。ただ、経費として、今年の行政業務が約600万円、来年も再来年も、じゃあ、600万円、600万円もかけなきゃいけないの、3カ年では、来年と再来年に用途地域の見直しと都市計画施設の見直しというのがあるんですけど、これらも行政業務の委託として、業者のほうにぼんと丸投げしてしまう、お茶濁し程度に都市計画審議会というのが町内にはあるんですけども、10名の委員外で、例えば、そういうところにも、お茶濁し程度に会議に諮って、業者がまるっきりつくってきたものをそのような会議などに諮って、承諾が得られたとかといった中で、マスタープランですというふうにやってしまうのかという疑問なんですよ。

そんなことじゃなくて、もっとですね、今年のマスタープランとしての行政業務としては、当然、取りかかりの中での題出しというものも必要でしょうから、いいんでしょうけども、ただ、来年以降の中では、もっと違う策定の仕方があるじゃないのか。業者にばかり任せていて、本当に厚岸町のこれからの都市計画というものを考えていくときに、厚岸にも住んでいない業者がつくる、そのような計画というふうになるのかと。そういうものが本当に厚岸町民のための計画になり得るのかというふうに思うんですよ。その点についてなんです。もっと庁内でいろいろな知恵を出し合えば、ここまでの経費をかけなくても、題出しさえあれば自分たちでも十分できると思うんですよ。その点については、どうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

前回の3カ年かけた13年度から15年度にかけてのマスタープランでも、私も担当の一人として、向いに座っています、まち課の課長が当時担当でございまして、相当な数で地域に出向いて、それから関係団体とも協議しながらつくってきたものでございます。ましてや厚岸町のこれからのどうするかと、それは自前で全部やりなさいというご意見、ご提言でございしますが、いろんな資料をつかって、それを北海道なり国に対して説明をしなきゃならない。それから、厚岸町内でも、都市計画審議会も含めて、先ほど、委員、お茶濁し程度と言われたかもわかりませんが、まさしくこういったときに、年に1回、2回程度の審議会の開催でございしますが、これからは相当な頻度をもって、来年、再来年はかかわってもらわなきゃならないと、審議してもらわなきゃならないと。それから、議員の皆さんにも内容を説明したり、それから意見も聞くなり、それから関係団体、町民の方も含めて、各地区に分かれて、やらなきゃならない、そういったいろんな経費がかかってございます。ですから、それを自前でやったらどうかと、知らないコンサルがやって、そこに丸投げだということではございません。あくまでも担当者も、本当に忙しい思いで、このプランをやらなきゃならないと、作成しなきゃならないという思いでございしますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 まず、私が、都市計画審議会が、審議会自体がお茶を濁しているとかという意味で私は言ったわけじゃなくて、つくったものを、何ていうかな、承認機関としての理由づけみたいな形の中で使われてしまうのはいかがなものなのかと、そういうふうには使われてほしくないといった中で、課長も、来年、再来年の中で、審議会が今までよりもずっと頻度を多くした中で行われるということで、ぜひお願いしたいと思うんですけども。

ということは、今年は行政業務委託なんですけども、じゃあ、来年以降は、この行政業務じゃなくてというふうに理解していいと、行政業務委託としてのこれだけの金額が上がってくるものじゃないとふうに理解してよろしいということなんですか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） あくまでも、全額が委託料ということではございませんけども、当然、それをまとめたり、当然、北海道、それから国に対してのそういう報告書も含めて、まとめなきゃなりません。その内容については、なげっ放しでやったものを、ただまとめて、審議会にただ諮って、それでちょんちょんということではありません。もう本当にこの3年間、うちの課の人間は、ここに携わる人間は相当忙しい思いをします。それを覚悟で、うちの課としても、ぜひ今やらなければ、この厚岸町の総合計画の次にかかわる町づくりを示していけないと、こういう町にしなきゃならないということでの思いで都市計画マスタープランを始めさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 わかりました。都市計画審議委員の中には、町議会議員の方も何名か入られていると思うのですが、私はなっていないので誰がやっているのかわからないんですけども、その人から会議の詳細というものも聞くことはできるとは思うんですけども、ただ、そこで一つ疑問が、思うのが、今回3カ年で、3年でつくりあげると言っておりますよね。といったときに、都市計画の審議委員というのが2年の任期ですよ。平成26年度が改選の期なのかどうなのかというのはわからないんですけども、3年でつくってしまえば、途中で任期切れが来て交代になったときには、また新たな人に、初めから全てをやり直すというような話にもならないのかなというふうに思うんですけども、その点についてはどうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

都市計画審議会の委員でございますが、議会のほうからは2名出席していただいています。任期は、去年の25年の10月から新しい任期が始まりまして、27年の9月いっぱいまでという状況でございます。ことし、来年で、2年ですから、あれしますけれども、さらにもう一年、このメンバー、規則の中では2年ということになってはいますが、さらにそういった方を、とりあえず3年間何とかということになってはいますが、審議会委員として、メンバーが交代しないで、審議会委員の同じ状態の中で、審議会委員として審議していただきたいという思いでもございます。

それから、審議会の方は、議員の方から2名選出ですけども、それは審議会委員だけに任せることじゃなくて、議員の皆様に対して内容を説明したり、全く何もない状態で意見というのですか、提言をいただいたり、いろんなことをやっていかなきゃならないものですから、審議会委員になっているから、なっていないからで、情報が、審議会委員になっていると情報が100%、なっていないと20%という状況じゃないというふうに私も考えて、この3年間をやっていきたいというふうに考えていますので、任期が2年であっても、その辺の差異はないというふうに考えてございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 再任を妨げないからといいましても、でも、やっぱり任期は2年なんですよ。当然、町議会議員からも2人出ている方も、来年の改選においてはですね……。ですから、私が言いたかったのは、町議会議員も2人出ますけども、来年の改選の中で、その人がという話には当然なるのかなと思うんですよ。といったときには、もっとですね、3年もかけないで、少なくとも、この現行の審議会委員の任期の中でつくり上げるんだぐらいのものがなければならぬんじゃないのかなと私だったら思うんですけども、その点についてはどうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 先ほどから申していますように、意気込みは十分持っております。やらなければなりません。ただ、スケジュール的に、2年ではなかなか頑張り切れない。ほかの町の例もですけども、ほかの町が3年かかっているから厚岸も3年だということではございませんけども、3年分しっかりとやらせていただきますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 すみません。お昼になってからの質問で申しわけありません。

あと1点だけ、先ほど課長のほうから、このマスタープランというか、都市計画整備事業の、どういうことをやっていくんだということ、見直しの方向性についていろいろとしゃべられていたんですけども、1点ちょっと抜けているのかなといった中では、当然、厚岸町の人口が今後増えていくのじゃなくて、減っていくというのが想定、も

う既にされております。そういったときには、将来的な人口減少というもののうちの町のあり方、地域のあり方というものをどうのようにするのかというものを、しっかりとこの計画の中に盛り込んでいってもらいたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 全く委員のおっしゃるとおりで、人口減少の中で、今までは、教本的には、拡大する町づくりということで、それは皆さん、皆さんというか、都市計画に携わる人方は、そういった教本をもとにして町づくりをやってきました。今は、コンパクトにする時代、それは教本がないんです、まだ。それをいかに皆さんで、この町にかかわっている人方で、そういったこと、それから、災害に強い町づくりも含めて、どうしたらいいのかということで、今回見直しを図るということでございますので、そういう視点も当然考えた中で都市計画マスタープランの見直しをさせていただきます。よろしく申し上げます。

●委員長（佐藤委員） それでは、昼食のため休憩いたします。再開は、午後1時からといたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。

278ページ、4項都市計画費、1目都市計画総務費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

3目下水道費、ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 5項公園費、1目公園管理費。

8番、竹田委員。

●竹田委員 ある自治会のほうからの部分でお話があったんですけども、少子高齢化において、子供が公園で遊ぶのがいなくなっちゃって、ほとんどこの公園使っていないんだって、だけど、役場ではあるから、草も刈らなきゃならないし、公園の遊具も直さなきゃならないし、大変だよなって。この財政難なんだから、使わない公園は片づけるなり閉鎖するなり、何かすればいいのになというお話がありました。数年前にも、議員の調査

の中で公園も何回かやっているんですけども、そういった実態というんですかね、今、町内の実態、そういうのは、もう本当に閉鎖したほうがいいのかというような部分が感じられる部分というんですかね、言い方で、そんなもの閉鎖すればいいやつ何ぼあるんだなんて、ちょっと聞かれないので、そういった危惧されるような場所というのは、町内に本当にあるのかどうなのか、どのくらい把握しているのか、お聞きしたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

公園の使い方、使われ方というのですか、使っている頻度というのですか、全く使われていない公園があるだとかということではないというか、ここはもう要らないだとかということでの判断は、今のところはしておりません。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 なければいいです。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他に1目、ございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

6項住宅費、1目建築総務費。

8番、竹田委員。

●竹田委員 建築係、建築一般で聞きたいんですけども、確認申請の関係なんですけども、以前にも、数年前に、デジタル申請という形で確認申請ができないかという要望をしたところ、厚岸では、相当な、デジタル化して申請を受けるとなると費用がかかるので、費用対効果の部分で、これから住宅を建てる、増築するといった関係で確認申請を受けると、それから、受けたものの受理件数ですよ、要は、受理件数が増える、どんどん増えていくんだということになれば、課としてもメリット性というんですかね、1件当たりの受理をして、一般4号確認であれば、建築基準法の中で7日以内に申請者に戻しなさいという、そういう規定があります。その中で、一日も早く出そうというふうになれば、デジタル化の申請というのを受けなきゃいけないかということ一度質問したことがあります。そのときは、費用対効果の部分もあるし、これからどんどん増えていく

ということもあり得ないかもしれないので、その辺含めて検討したいという話でした。

ちょっと調べてはいないんですけど、各町村のやり方というんですかね、そんなにデジタル化は進んでいないんですけども、ここに来て、僕がデジタル化したらどうだというふうにお話ししていったって、数年、この1年、2年前ですかね、民間でも今度、確認申請を受けることになってしまいましたよね。となると、役場の確認申請を受理して審査をするという件数が、実際、家はそこそこ建っているんですけども、民間でやられるようになって、役場で受ける件数が少なくなっていくのかどうなのか、現状維持なのか、横ばいなのか、その辺ちょっと教えていただけますか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） ご質問にお答えいたしたいと思います。

デジタル申請化ということでございますが、その前に、建物の確認申請、うちは平成9年から限定特定行政庁ということで確認業務をやらせていただいております。その当時は、私がこの限定特定行政庁を始めるきっかけとしてなったんですが、平成9年、そのころは、年間100件前後、確認申請の受け付けがございました。当町でおろす確認は、そのうち60件ぐらいだったのかなという記憶を持っています。平成18年からのデータでは、平成18年、72件を受け付けています。ところが、平成24年は40件、25年は途中経過ですけれども、三十数件ということになっています。

委員おっしゃられているように、ちょっと年度はわかりませんが、民間確認検査機関ができて、民間でも確認申請を受け付けして確認することができました。指定確認検査機関ということで、市町村の行政と、それから民間でやられている分ということで、どこに出しても確認申請の受け付けができるということで、そういった意味では、皆さんの利便性が高まっているのかなという気がします。我が町も、自分のところで受け付けする分、それから、厚岸町内で確認申請として上がっている分として、民間に確認に行っている分、遠くは札幌の確認さんに行っている分、最近では釧路にスマイル建築審査等ができましたので、行政にいた方が立ち上げて、釧路で、中標津も含めてやっています。そういうところを経由して来る場合があります。ですから、今は、大体、うちが60%、指定確認機関が40%ぐらいというような受け付けです。ただ、指定確認検査機関から厚岸のほうに、問い合わせ、必ず来ます。問い合わせというのは、用途地域の問題、それから道路の問題も含めまして、その確認の意味で、うちどもに、厚岸町は厚岸町の物件として、うちの確認係のほうに、そういった確認の意味で、確認をおろす意味で、問い合わせが来ています。その業務は、うちのほうとしても同じく変わりはございません。そういった状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 デジタル化するのに、その費用対効果の部分。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） デジタル化につきましては、以前、私が今の課にいたころにも、デジタル化ということで全国的に進められてきておりました。そのころから、100%やっているところはどこかということであれば、九州の福岡市が100%そういった形でやっています。前々から、委員からのご質問に答えているように、確認の業務がさらにどんどん増えていく状況であれば、デジタル化をやって、そういった申請に対してスムーズに対応できることも責務と思いますが、そういった民間指定確認機関も周りにできてきて、実際に確認をおろす件数も少しずつ減ってきている状況でございますので、デジタル化については、とりあえずは検討はしていたんですけども、そこまで経費をかけてということでは、今のところは考えてございません。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 だろなというふうには思っていました。デジタル化した申請を受け付けるということは、一つは作業の効率性をよくする、それから人件費をかけないで、それから、早くできるという、そういうメリットもあります。ただ、そのための電子機器を用意しなきゃいけないという部分がすごくお金がかかるんだということでした。それが、何百万円もかかる経費なんだろうなというふうに思います。ただ、ここに来て、設計図書というものを、厚いものを正副預けて、本を持って副を返すという、結局はその図書がずっとたまっていくわけですね。その保管の部分については、やはりコンピューターの中に処理として入れておいて、数年前からも、これからの部分も、入力をデジタル化することによって検索も早く済むし、それから、今は、確認申請も、部外者が来て申請を出せば確認申請を見れるという制度にもなったはずですね、目的がきちっとしていればですね。だから、そういった部分も、図書でやるよりも、検索するときも楽なので、確認申請を受けることができない、デジタル化をするのに何百万円もかかるのであれば、普通の、一般にスキャンして、デジタル化して、検索ができるように保管をデジタル化するという自体は、今、役場のほうでやっているのか、やっていないのか、もしやっていなければ、簡素化するために、ぜひそれを進めていってほしいなと思うんですけど、いかがですか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

デジタル化については、経費の面も含めまして、受け付け件数、確認の件数も含めまして、相当数難しいのかなと思います。ただ、今でも、自前で作った表ソフトで、相当前、私が以前いたころから、平成一桁台から受け付けしたもの、確認したもの、全てエクセルデータで年度ごとに全部落としております。検索すれば、誰々誰々ということで、確認申請、誰が出したとということで、すぐ検索で出てまいります。先ほど委員おっしゃっていました、確認の内容を閲覧できるということでございますが、あくまでも営業目的じゃなくて、計画概要書のみ開示ができると、確認の本当の中身については、ま

だまできないということなんですけども、概要書については、申請があつて確認ができるということでございます。ですから、デジタル化ということで、私どもの業務の中では、一応、そういったコンピューターのソフトというか、エクセルソフトなどを使って、データ管理もしているという状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 今、課長が言ったのは、何年何月何日にこういう申請が来たよという、誰がどこに建築するんだという、その本当の概略の概略でのデータですよ。僕が言っているのは、図面も図書も、全てのことなんです。その中で、一々図書を持ってきて調べてということがないように、机上の上です、申請者が行ったときに、すぐ画面で見て、図面を広げて見るよりはいいんじゃないかという部分なんです。ましてや、自分が一度、数年前に出した図面がありますよね、数年たって、次にそこを増築するとか、改築するとか、減却するとかという処置になったときに、その画面を見ながら仕事ができるというよさがあるので、ですから、その図面も全部全てスキャンした中でデジタル化して、コンピューターの中にためる方法をやったらどうですかという話なんです。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 委員おっしゃる意図は、とてもよく理解できます。そういった意味で、確認申請、確認業務だけじゃなくて、デジタル化というのは、いろんな意味では、素早くデータを出せるだとか、保管の問題も含めて、出せるということでございます。スキャナーで読んでですね、デジタル申請はやっていないけど、申請文書をスキャナーで読んで管理するという、もっと簡便な方法で、経費のかけない、スキャナーで読んでそういうデータを管理していくという方法もございますので、その件に関しましては、そういった方法も含めて検討させていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 何でこんなことを言っているかという、先々日も話ししましたけども、住民台帳がどうなっているんだというお話をして、きちっと住民台帳についてはサーバー管理をして、今の厚岸町は万全にやっていますよというお話がありました。そのときに言ったのが、津波が来て、台帳そのまま全部流されて、なくなっちゃったということの事例を挙げて、話ししました。厚岸町は、全て住民台帳については、きちっと整っていますよということだったんですよ。

建築の物件も、町並み形成、もし万が一、津波だとか来たときに、どこのうちに、どんな形で、どんな敷地の、境界からどのくらい離れて、家が建っていたんだという、その保存をきちっとするということが、これから、そういう災害があったときに、町並みをもう一度形成するときに非常に大事だと。この間もテレビでやっていましたけども、家一軒一軒を、今存在している、亡くなった方の意見は聞けないけども、生きている方

に順次来てもらって、道路の幅員が何メートルあって、自分がどこの位置に立っていて、どんな屋根の色していましたかというのを一々聞いて、今、もとの町並みの津波に流される部分を、現況をつくっていつているんですよね。やっぱりデジタル化して、建築の建物がどの位置にきちっとあったのかという保存を、図書だけでなく、デジタル化して保存しておくということがこれから大事になってくるんじゃないかなって思うんですよ。そこでお聞きしているんですよね。

だから、案は案として、どこまでできるのかという問題もあるかもしれないけども、スキャンをして保存するというのは、そんなに手間のかからない部分で、経費もそんなにかからない部分ですよ、既存のものでできるはずなんです。それはぜひ、もしもの災害のときに、保存をきちっとするという上では最適であり最高の保存方法だと思うので、ぜひそれは、これから厚岸町役場もやっていかなきゃならないことだと思うんですよ、逆に。ですから、ぜひそこを進めていってほしいなと思うんです。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

今のデジタル化でございますが、建物だけじゃなくて、水道、上水の位置だとか、下水の配置も含めて、全て厚岸町のデータを一元化するというんですか、全ての情報を、そういった情報を一つのものにまとめて、そうしたときに全て関連性がわかってくるわけですね。いわゆる、水道管がどう通っている、それから引き込みがどう通っている、一般の家庭の部分も含めて、それから下水はこういうふうな経路になっている。ですから、そういったことも当然必要な時代でございますので、それはうちだけじゃなくて、その業務に携わるいろんな課でございますので、私がすぐやりますとかっていう問題じゃなくて、役場全体として、そういった方向も視野に入れながら、どのぐらいの予算がかかるのかも含めて検討させていただくということで、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 住宅リフォームで、ちょっとお尋ねしたいんですが、前年度500万円ですか、新年度はリフォームに400万円、新築助成に200万円ということなんですが、去年は、このリフォームで増額補正していますよね、途中で。その辺の見込みというか、それはどういうふうな考えているのかと。

それから、前年度のリフォーム助成事業で、かかわった業者というのは何件ぐらいあるのか、例えば、一人親方みたいなそういう人たちも含めて、この事業に参加しているのかどうなのか、そのあたりもお聞かせください。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） まず、リフォームに携わった業者の数でございますが、第1回募集で41件のご利用がございました。そこに、15の業者で41件をやりました。それから、

第2次募集で補正で組まさせていただいたのは、利用件数が17件でございまして、8件の業者の方が、このリフォーム支援助成のお仕事をされたという内容でございます。それで、実際には58件のご利用がありました。最終的には、2件の方が、結局、リフォームを考えて申請したけども、状況を見たらリフォームにたえられないと、改築しなきゃだめだということも含めまして、2件の方が取りやめに、結果的にはなっています。ですから、現実的には56件ということになります。

新年度のリフォームの見込みでございますが、昨年度、計58件の利用があつて、1件当たり13万円程度の助成金になってございます。限度額20万円までできますので、平均でいくと13万円になります。それで、58件というデータがございまして、昨年リフォームを受け付けして、最終、秋口、それから冬口も含めて、利用者の方、それから、そのほかの町民の方からも、この事業は来年度どうなりますかという状況も、それから業者の方からも、実際に来年の見込みはどうなんだろうかということでお聞きしています。当然、人口減も含めて、今年度58件、最終的には56件の取扱件数でしたけども、とりあえずは、最初の見込みとすれば、少し減っていくんでないだろうかと。やはり、始める時点で、20万円の助成がされるんだということで、かなり人気があつたんですけども、件数的には、まだまだ人気は、これからもリフォーム事業あると思うんですが、とりあえずそういうような状況で、30件ぐらいという見込みで、13万円の助成金額平均ですから、13万円掛ける30件で、400万円ということで、今回、見させていただきました。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それで、これ、もし、新築も当然、助成がありますから、新築も含めてやるんですが、今年度みたいに、前年度みたいにね、要望がオーバーするという場合には、やはり増額補正だとか、そういうものを含めて考えているのか。

それから、もう一つお願いなんですけれど、昨年の台風災害がありましたよね。それで屋根飛んだり、いろんな災害があつたんですけど、その被害者に、被害があつたときに、そういう制度をやっぱり早目に知らせるといふか、そういうことをすれば、前に課長おっしゃっていましたが、そういう場合も利用が可能なんだということなんですけれど、やはり実際に住んでいる状況からすると、早く対応をしなきゃならないということで、町外の業者等に頼む場合もやっぱりあるんですよ。ですから、それをどちらを選択するかはその町民の選択だと思うんですけど、やはりそういう制度があるということをきちんと知らせることも大事ではないのかなというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えさせていただきます。

まだ予算も通過しないで、増額というお話ですけども、当然、25年度も増額という形で対応させていただきました。その辺の状況も踏まえながら、そういった増額も視野に入れながら検討していかなくちゃならないということは基本に持っております。

それから、対応しなければ、台風災害だとかのときに、前回も委員にそういったご提言をいただきまして、早速、その地区の方も含めまして、個人的にお知らせをさせていただきました。結果的に、委員も今おっしゃったように、たまたま、付き合いのいろんな問題で、対応をすぐしなきゃならないということも踏まえて、町外の業者さんに頼んでしまったというのが実態でございました。今、委員おっしゃられるように、そういった場合も、あくまでも、この事業は町内業者が施工と、それは崩せないと思います。町外の業者がやるということは、今回のその事業の展開からして町としては考えておりません。ですから、町内の業者さんを使っていただけるということの連絡ですね、そういったこともできるんだよというお知らせは、そういったときには速やかに連絡したいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 他に、1目ございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

2目住宅管理費。

9番、南谷委員。

●南谷委員 287ページ、住宅供給公社きのこの関係なんですけれども、償還金1,033万5,000円、ここでお尋ねをさせていただきます。この関係については、後ろの380ページですか、ここに償還年限、書いてあるんですね、下から合計の上三つ目に。平成26年度から平成35年度までということは、あと10年間、この金額で支払っていかなければ、償還していかなければならないなという認識をさせていただいておるんですけれども、大体これから、今年の場合は851万4,000円、一財からとなっているんですけれども、交付税措置がどうなっているのか、この丸々一財から出しっ放しなのか、はたまた財源補填としてまるっきり出っ放しなのか、交付税措置になっているのかどうかの確認をさせていただきたいのと、それから、あと残り10年なんですけれども、均等でいくのか、例えば、残額が9,800万円あるわけですから、毎年、この10分の1ずつ払っていかなければならないのかどうか、それとも、元金が減ってくるからスライド式に下がってくるのか、まずこの2点について、お尋ねをさせていただきます。それと、すみません、この住宅の利用度というんですか、利用実態について、簡単でよろしいんですけど。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 交付金措置はございません。単費でございます、償還については。それから、償還方法は、元利均等でございます。それから、利用実態でございますが、きのこ菌床住宅は10棟ございまして、今現在では5棟、5軒の方がここにお住まいでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 半分の利用率で、あと10年償還していくよと。私は、利用方法も含めて、建設課だけの問題ではないと思うんですよね。当初、このきのこ産業に企画してきて、まだ10年間単費でこれだけ投入していかなければならない、こういう実態に至っているわけですから、せっかくの住宅の利用方法というものは、以前からもこの問題についていろいろ議論があったんですけども、やはり産業に携わる人の誘致とか、いろんな問題、産業振興課とタイアップしていくとか、また、他の入居方法を考えると、10年あるわけですから、町としてどう考えているのか、お尋ねをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） まず、私のほうから、管理する立場のほうから、お話しさせていただきます。

当然、名前にもございますとおり、きのこ菌床センターの住宅でございます、きのこ着業者でございます。その方々のために、当然、整備された住宅でございます。産業の振興という意味で、促進ということで、住宅を提供させていただいて、産業を振興するという目的で、ただいま言われたように、その中でも、条例を改正して、きのこでなくても、生産者に従事する方も、それから一般の方も含めて、この住宅に住めるというふうに改正をして、今臨んでおります。当然、きのこの関係者だけじゃなくて、空き家にしておくよりは、当然、この償還金を見たときに、満杯で住んでいただくというほうが町の負担も軽減されるわけですから、その辺も含めまして、今5軒でございますが、その内容について、もう少し、どうしたらご利用が増えるか、上尾幌の地区ということで、釧路にも近い、厚岸にお住まいの方でもここに住んでいただけた方もございました。そういった意味で、町営住宅、公営住宅じゃございませんけども、町の管理する住宅として、どうしたらこの利用率を上げれるかということも踏まえながら、その利用度をアップするための方策も少し考えていきたいというふうに管理サイドでは考えております。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 産業振興課として、きのこの新規着業等も含めて、きのこ住宅の活用もPRはさせていただいております。新規着業のお話があった部分については、その住宅のお話もさせていただきながら、そういう対応もありますというようなことで進めているんですが、なかなか、一時、24戸の着業があった段階では入っていたんですけども、そこからそれぞれ出て、自分で住宅を求めるといような形になってまいりまして、最終的に、今、5戸の利用ということで、新規着業の部分、PRするに当たっては、その利用も含めてやっていっておりますし、これからもそのようにしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 やっぱりですね、当初の計画、菌床センターのほうの運営もなかなか厳しい、燃油の高騰、販売の関係でも、町としても肝入りでやってきているんですけど、なかなか厳しい状況にある。その支援策として、この住宅も当初から計画してきたわけですよ。そうすると、当初描いていたものから、ある程度の計画倒れになってきているんです、実際には。ですから、やっぱり住宅の、ただ、あいてるよというだけではなく、まず一義的には、産業振興課で、このきのこ産業をどうしていくんだと、そのことに附随して住宅の充足率というのは満たされていくのではないのかなと、その辺が見えてこないですね、僕には。あいてるから、まあ、建設課のほうでは、民間の方にも、釧路の方にも声がけをしていくと、それもやっぱり大事だと思うんですよ。やっぱり両立てでいかなないと、本業であるきのこの生産をされる方々、無理くりとは言えないかもしれないけれども、なかなかこういうご時世です、ですけど、また一つ産業の振興にまず主眼を置いて、当初の主眼であるわけですから、その辺が全面に出るような取り組みというのは、私は必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 今利用されている方については、今、きのこの住宅に入っていて、そこを出られて、上尾幌のほうの住宅を購入するなり、借りて入っているというような形で、入っている戸数も減ってきたと。それから、着業をやめて帰られたというような方もいらっしゃいますので、そういったことであいてはきているんですけども、今、上尾幌のほうの、きのこ住宅でない住宅のほうに移られた方については、やはり自分でそういう住宅を求められて出ていっている部分なものですから、その方たちにまた改めてということにはなりませんので、その部分については、個人のその経営の関係でそういうふうに分のものを求められたということなんですけれども、新たに着業をしたいという方につきましては、当然、そういう住宅もあるということを含めてPRもしてまいりますし、まず、やはり新規着業ということを進めていくに当たって、その住宅の関係も一緒に進めていきたいなというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 職員住宅について、ちょっとお伺いしたいんですが、あちこちに職員住宅ありますよね。それで、今回ここに見ているのは、実際、利用されている職員住宅用の資料かなというふうに思うんですけど、今あるのかどうかはちょっとわからないんですけど、し尿処理センターだとか、ごみだとかね、大規模だとか、そのほかあるかどうかちょっとわかりませんが、そういう住宅が現在もあるのかなのか、あるいは、あるけれども、もう償還期限も終わっているし、違う目的で使っている施設なんかもあるのか、そのあたりについて、どうなっているかお伺いしたいと。それから、教員住宅で、普通財産に移ったものがあるのかどうか、その辺も教えてください。

●委員長（佐藤委員） 休憩いたします。

午後 1 時41分休憩

午後 1 時44分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。
建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えさせていただきます。時間とらせて申しわけございませんでした。

教員住宅、現存するもので、元教員住宅で普通財産に変更になっている、財産管理が移行しているものについてですけれども、上尾幌にございました教員住宅が7棟、それから、梅香にございます2階建ての教員住宅だったものが3戸ございます。（発言する者あり）

そうです、済みません。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 職員住宅のほうですけれども、今現在、保有しているのは、山の手1丁目に3軒、それと宮園3丁目に6軒、それと指定住宅として、指定住宅、要は、施設に附随する住宅として、大別に1戸、それと白浜のデイサービスセンター、特養のところに1戸と、2戸、全部で11戸ということでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それで、上尾幌あるいは梅香のは、普通財産になっているということですよ。これの利用は、現在どういうふうになっているのかということと、それから、職員住宅は、それぞれ今教えていただいたんですけれども、先ほど言った、ごみだとか、し尿だとか、あるいは旧医師住宅はなかったかな、一つ、あれはまだ病院で管理しているんだろうか、ゲートボール場か何かに使っていた、住の江の教員住宅の隣にある医師住宅、あった医師住宅、あれは、今、どこが、誰がどういうふうに管理しているのか、そういうものはどうなっているんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 旧教員住宅で普通財産にかかわったもので、今入居されている例でございますが、梅香の先ほどの1棟3戸でございますが、それは、2戸、今入っておられます。それは、3.11以来の津波被害があった方で、そちらに入っていたいてい

るということが2軒でございます。

●委員長（佐藤委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 住の江にあります1戸、旧医師住宅でございます。今は使用されておられません。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 町営牧場にも職員住宅ございまして、4戸分ございましてけれども、そのうち使用しているのは2戸分ということでございます。（発言する者あり）

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 総務課の所管には、今現在はなっておりません。（発言する者あり）

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後1時48分休憩

午後1時51分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。
環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 大変申しわけございません。

まずもって、ごみ焼却処理場のほうに、過去には職員住宅が配置されておりました。これにつきましては、既に普通財産の上、解体して、現在ございません。

それと、衛生センターの職員住宅でございますけれども、これにつきましても、過去に職員入っておりましたけれども、現在は閉鎖したままに、普通財産に落としまして、閉鎖している状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そっちのほうで話が出ているんですけど、前に言ってるんですけど、小島の教員住宅は、あれ、今、どこの財産なんですか。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後 1 時52分休憩

午後 1 時53分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。
建設課長。

●建設課長（高谷課長） 大変失礼しました。
今、小島の旧学校の教員住宅等ですね、それは普通財産ということで管理になっております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 今、普通財産の住宅で実際使われているものは、やっぱりきちんと維持補修しながら使っていかなければならないと思うし、それと、使われなくなった施設、これについては、閉鎖中というのも、何か考えてみれば、小島の教員住宅と同じようになるのではないのかなという、非常に危惧をするんですよ。小島の教員住宅、どうなっているか、知っている人がどのぐらいいるかわかりませんが、ひどい状況ですよ。ですから、あそこに行って解体して運んでくるといったら莫大な金かかるんだというような説明を、いつか、されたような気がするんですけど、地域の人とよく相談してみて、案外、地域にお願いをすれば、跡地利用も含めて地域で考えようというようなことになるかもしれないし、ならないかもしれないんですけども、そういうことも含めて、やっぱり後をどうするかということ、公共施設が非常にみすぼらしい感じで、そのまま放置されるということになると、やはり厚岸町は環境問題にも非常に力を入れている町でありますから、その辺は十分考えていっていただきたいなと。見えないところにあるからいいんだということには、ならないのではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 旧小島小学校の件であります、相当老朽化をしております、ただし、以前に、小島の自治会の方と相談をさせてもらったときには、裏山の治山事業を北海道のほうで計画していると。その作業に当たる人が、一時的に使わせてほしいというようなこととか、集会所的な活用をさせてもらいたいんだということで、残しておいた経過があります。ただ、最近聞こえてきているのは、屋根が飛んだとか、水漏れが激しいんだという話を伺っていますので、それらの対応についてももう少し調べて、小島の方々とも相談をさせていただきたいと思います。

それから、ほかの、特に住宅、老朽化して使えなくなったようなところ、お金があれば、すぐに解体をして、景観上も、更地にするのが一番望まれるところなんです、なかなか、建築廃材のリサイクル法等の絡みがあって、壊して、それを適法に処分すると

ということになると相当な費用がかかるということで、なかなか、解体、撤去、これに踏み切れないでいるというのが現状であります。かつて、そういうものにも使える資金が回ってきたことがありましたけれども、それらについては、ご案内のとおり、施設の維持補修費、こういう住宅以外に公共施設等でそういう需要があったということで、そちらのほうで使わせてもらったという経過があります。

それから、そういう起債の制度も、そういうものにも一部充てがうことができますよということなのでありますが、それも、解体、撤去後の利活用、これをきちっと計画立てて持っていないと、うまく利用できないということもありますし、そうかといって、なかなか、郊外にある、そういう建物を撤去して、じゃあ、何に使うんだということが、名案が出てこないということで苦慮をしているところであります。

いずれにしましても、相当見苦しいというような声も一部聞こえている場所もありますので、そういうところから、財源措置を考えて、撤去、更地ということができるよう努力してまいりたいと、そういうふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 小島の場合、特に社会教育だとか、そういう事業なんかで、もう結構、大黒島、小島ということで、地域の人、厚岸町内の人、訪れるし、町外の人、たびたびあの地域に行くということを考えれば、できるだけ早く何らかの手だてをとってほしいなというふうに考えます。

それから、上尾幌の教員住宅なんですけど、これ、古い住宅も相当あるかもしれないけれど、中には、そうでもないものもあるのではないのかなというふうに考えるんですよ。そういうことを考えると、例えば、あの地域での適正価格で販売をするよというように、地域の人に買っていただくというようなことは考えられないのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えさせていただきます。

この物件につきましては、昨年の12月に普通財産のほうに移管された物件でございます。町では、土地、建物つきで何とか有効活用を図れないかということで、私ども、それから財政等も、いろんな、企画とも、そういった打ち合わせをしております。今の建物につきましても、それも含めて、そういったことで売却して、そういった利用者の方にもし買っていただけるのであれば、町にとっても、とてもいいことだと思いますし、買われた方も、それを有効活用されるということにもなりますので、その辺、この物件も含めまして、売却も含めて、今後、考えていかなきゃならないというふうに考えています。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 去年のああいう台風だとか、そういう問題もあったりして、自分のうちがた

またま被害に遭いそうな近くにいたとか、そういうことから、やっぱり、できれば新しいところを買えないかというような声もあるんですね。そうすると、やはりほかの地域では結構高い物件だけれども、あの地域であれば、それなりの手ごろな価格というか、そういうものになるかならないか、ちょっとわかりませんが、今、結果的にあれを切り売りしたとしても、使いづらくなってしまったというような場所ではないのではないのかなというふうに考えますので、その辺も含めて検討していただきたいというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えさせていただきます。

今、委員おっしゃるように、上尾幌の中では市街地に位置する構造物、建物でございまして、集会場等も近い場所にあると。そして、住居環境としても、とてもいい環境なのかと思います。あとは、物件の価値も含めまして、土地の値段も含めまして、どのぐらいで売却できるかも、当然、資産価値も検討しなければなりませんし、その辺のことを含めまして、一定程度どのぐらいで売却できるのかということを検討させていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 私も、住宅管理費で質問させていただきます。

まず1点目は、第4次の3カ年の中で、町内住宅奔渡団地整備事業というのが、平成27年度予定での台所換気扇取りかえが24戸というのがあったんですけども、これが第5次では、なくなっているんですけども、この関係をまず教えていただきたいというのは1点目と、それと、宮園団地整備事業、今回載っているんですけども、3カ年のほうではM4号棟の12戸、M5号棟の20戸、M6号棟の20戸というふうに改修が載っているんですけども、当初、第4次のときには、M4号棟だけだったんですね。5号棟、6号棟が何で増えたのかというような理由を教えていただきたい。例えば、最近よくあるのが、メーカーのほうでのリコールというか、そういうような関係で、たしか給湯器だったと思うんですけども、給湯器を全て取りかえなければならない事由が生じたから、この5号棟、6号棟も、計画になかったものを急に取りかえるようになったのか、何かしらの理由があると思うので教えていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） まず、宮園団地の給湯器の取りかえの、何で増えたかといいますと、宮園団地M4号棟、M5号棟、M6号棟ということで、52戸残っています。財源的な措置もございまして、これについては、まず団地ごと、全て完了できないかということで、私どものほう、財政のほうとも協議いたしまして、何とか団地ごとにうまく整理できていけばいいねということで、事業費を増額していただいて対応してしまうと、

いわゆる進捗を早めたということでございます。

それと、奔渡団地の換気扇の取りかえの件でございますが、今、前々から私のほうでお話しさせていただいているように、きょうも長寿命化計画、住生活、基本計画の委員会、夜、行うんですけども、そういった兼ね合いで、何とか長寿命化の策定をすると、その辺の措置も含めて、何とか交付金も対応、それから、換気扇だけでなく、いろいろなリニューアルも含めてできないかということで、今検討をしている段階でございます。そういった意味で、昨年、登載はしていたんですけども、今年度のその3カ年上から消えた。

今、ガスの給湯器は、宮園はまだ新しい、新しいといっても、かなり年数がたってございますけれども、奔渡の場合は、長寿命化で持っていけるんじゃないかということで、今、とりあえずは、年度が変わったんですが、登載から外れたと。新しい年度になると、新しい第6次になれば、長寿命化の関係で、復元を、計画をお示しできるかなということでございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 その場合、奔渡のほうですね、復元というのは、平成27年度での復元というふうに考えていいんでしょうか。それとも、第6次ですから、当然、27、28、29年のというふうに、2年間もずれてしまうというふうな復元なんではないでしょうか。それをまず教えてください。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 団地、各団地、いろんな状況がございまして、長寿命化計画を今策定しております。それで、年度の張りつけ、それから、建設年度も含めて、今検討していますので、その張りつけ次第では、年度は前後するというふうにお考えいただきたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 ただ、わからないのが、必要があつて、このときにはもう取りかえないばだめだろうということことで第4次のほうで載せていたんじゃないんですか。それが、いやいや、まだ延びるんだ、延ばしても大丈夫な理由を、じゃあ、逆に教えていただきたいんですけども、故障や何かというものが無いのかどうなのか、その辺はどうなんですか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 確かに必要性があつて登載はしていますが、そろそろ耐用年数、それから使用頻度というわけでもないんですけども、年数もかなりたってきているの

で、定期的に単費事業でも取りかえていかなきゃならないという判断のもとに登載をしていたわけでございます。緊急に故障した場合は、当然それは単費でも取りかえなきゃなりませんけども、そういった有利な交付金事業で臨めるということの可能性が出てまいりましたので、そのことを視野に入れながら検討させていただけるという状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 では一体、この3カ年計画って何なんだという話になりませんか。きちんと施設の維持管理を、計画を立てて出していたものを、お金の融通がつかないから後回しにしてしまう、いっそのこと消してしまおうとかというのであれば、3カ年計画自体が一体形のあるものなのかという話になりませんか。どうも、今回の3カ年とかを見ても、毎年思うんですけどもね、アバウト過ぎる、事業計画の登載、本当に架して余りにも筆をなめ過ぎているというように思わざるを得ないんですよ。その辺はしっかりとやってもらいたい。

地元としては、このように当初、去年の段階で平成27年度に載っかっていただけですから、じゃあ、27年には、当然取りかえが来るんだなというふうに考えていた人だっていると思うんですよ。それが、ことしの3カ年になったら、なくなってしまうのであれば、えっというふうに思うのは当然だと思うんですよ。載せた以上は載せる理由があるでしょうから、やはりそれを載せなくする、また1年遅らせる、1年早めるにしても、当然理由があるはずなんです。その理由が納得のいくものじゃなければ、やはりいけないと思うんですよ。もう少しこの3カ年計画というものを大事に考えていただいた中で、やっていただかなければ、私たち委員としても、何をもって厚岸町の長期計画をですね、来年の事業、再来年の事業を見ていけばいいんだという話になると思うんですよ。その点について、もう少し考えていただきたいなと思います。

宮園団地のほうなんですけれども、そういうことで、第4次の段階では、M4だけが載っていて、今回、M5とM6が40戸が増えている。財源を見ると、防交というふうになっているんですよ。防衛の交付金ですよ。というような中で、じゃあ、今の今になって、防交で全額が対象になったのかという話なんです。当初、12年。当然、M4とM5とM6というのは、建設年度がずれています。かなり違います。これらを一遍に取りかえることによって、また次の取りかえのときには、同じだけの52戸分をやらなければならないという、単年度投資が大きくなると思うんですよ。むしろM4をやって、なおかつ、第4次のときにはM5とM6なんて計画にも載っていなかったんですよ、40戸は。そうですね、26年に予定していて、27年以降にはゼロだったはずなんです。そういうような中で、一遍にやっしまえば、当然一遍にまた更新時期が来るわけですから、その関係についてはどのように考えて、今回こうやって一遍にやろうとしているんですか。私はむしろ、ちゃんと、建設年次と耐用年数というふうにも言われるのであれば、建設年次に合わせての計画的な更新というものを考えるべきだというふうに思うんですけども、どうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 私のほうから、3カ年の計画についてご質問がありましたので、その辺でお答えをさせていただきたいと思いますが、3カ年は一応目安とさせていただきたいと思います。これは、当該年度に、実施年度に近くなることによって、いろいろ財源措置が変わってくる場合があります。そのために、当初の予算で議会にお諮りをして、決定した事項が実施できるということでもありますので、何も根拠なしにこの3カ年計画にももちろん挙げているわけではありません、ありませんが、財源措置等々を考えれば、もう少し時間的な猶予をいただいて再検討をするという場合もございますし、それから緊急性が高まってくる場合もございますし、この3カ年計画というものは、これに登載されたから必ずという捉え方はしないでいただきたい、そのように思います。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） まず、奔渡団地の換気扇のことですが、先ほどからお話しするように、維持管理をする立場からでございますが、当然、年度計画にあって、その年度にできないという事情の場合、壊れたら、当然、維持の中で取りかえていきたいというふうに考えていますし、そういった年度割りつけ、今、副町長が言われたように、年次の割りつけは当然考えて工期を持ってやっているんですけども、有利な財源、それから長寿命化計画を今立てているということであって、換気扇も含めて、内装も含めて、何とか高齢者対応、リニューアルできないかということで、今、生活基本計画を、長寿命化を策定をしています。その中で、年度の張りつけも含めて、長寿命化の中でその物件がいかにかいい状態を保っていけるかということで今検討していますので、去年あったんですが、今回たまたま消えたということでございます。

それから、宮園でございますが、宮園もM4、M6、建設年度が平成11年から平成15年の物件でございます。丸10年、一番新しいものでも10年を経過してしまいました。それで、FFの給湯器ですけども、それらの更新も含めて、委員おっしゃられるように、建設年度ごと、それから経過年数ごとにやっていけばいいんじゃないかということでございますが、15年に建てた一番新しいタイプでも、もう10年を過ぎています。当然、取りかえる時期に来ていますので、たまたま予算の張りつけ上、有利な防交金を何とか活用して、全てこの団地について改修してしまいたいという目的でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 3カ年の性格と、そのずれというかローリングとかというものの中で、私も理解はします。ただ、一度載せてメニューも出してあったものが、次のときにまるっきりもうメニューもないんですよ。メニューがなくなってしまったということは、当然、対処したのか、それとも対処する必要がなくなったから、当然メニューから消えるという話になると思うんです。例えば、これが建設年次が遅れるとかというのであれば、しっ

かりとその建設年次の予定を示した中でおけばいいんじゃないですか。それがせめてもの、前回の計画のときに載せてあった事業に対する扱いじゃないかなというふうには私には思うんですよ。その辺をもう少し考えていただきたいと思うんですよ。

防交のほうの52戸のほうなんですけれども、防交では、それじゃあ、50戸以上とかじゃなければ交付金の対象にならないんでしょうか。12戸だけじゃ対象にならないんでしょうか、これを教えてください。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 前段の話をもう少しさせていただきたいと思いますが、今ご質問の件については、これまでもきちっとした費用対効果、ほかのものがどうなのかということをよく検証しなさいって、委員みずからおっしゃっているじゃないですか。その必要性があるということで、再考する考え方で、一度登載していたものが、もう少し調査研究をする必要があるということで担当者は答弁をさせていただいておりますことをご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 防交金の関係ですけれども、4戸でも50戸でも、防交金の取り扱いは変わりません。交付金事業として、何戸以上なきゃならないという規定はございません。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 私がいつ言ったか、それじゃあ、議事録を全部洗い出して、私がいつ言ったのかというのを指摘してもらいたいとも思うんですけれども、それは今、当然時間がないので、いいんですけれども。

ただ、第4次の段階で、第4次の最終年にあったわけじゃないんですよ。第4次の段階で、一応最終年かな、第4次の最終年だった。ただ、そうはいつでも、やはり必要があったということの中ではですね、やっぱり……。 (発言する者あり)

私は、確かに、いろいろと事業化するに当たって精査をすれとは言っていますよ。でも、そこで精査したものが載っかってきているんでしょうという話なんです。何も精査しないで載っかってきているのかという話、当然なると思うんですよ。やはりそこら辺はもう少し考えていただきたいなというふうに思います。

防交のほうの対象といった中では、4戸でも1戸でもなるんだというのであれば、何も50戸、52戸まとめてやる必要はない。もっと計画的に、耐用年数の過ぎた12戸なら12戸から始まって行って、しっかりとその次の年なり、またその2年後になるのかもしれませんが、建設年次に合わせての整備をしていくというものが、そういうふうにするべきじゃないんですかということなんです。どうなんですか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 委員おっしゃる、建設年次1年後に建てたら、1年後にそれを取りかえるほうが効率的ではないかというご意見だと思います。最終年度に建てたやつも、もう11年経過しているわけです。故障その他、修繕ということも当然出てきております。そういった意味で、そういう維持をする意味で、修繕だとかそういうものをかけないで、たまたま有利な方向で財源的に措置ができるということでございますので、たまたま12戸から40戸増やして52戸ということで対応させていただきたいという、維持と、それから取りかえるということとの考え方でございまして、新しい年度だから、たまたま故障して取りかえているという例がございまして、補修をしているという例がございまして、それもそういう実態の中で、やはり一遍に取りかえてしまいたいと、維持的にその都度対応するんじゃないくて、新しいものに取りかえて、修繕の期間を、修繕の内容を少しでも縮めていきたいということでの対応ということでご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、財源措置がある。じゃあ、このまま今回、防交で財源措置されておりますけれども、じゃう、10年後、十何年後ですね、また取りかえるときに、またこの交付金なりがあるというふうに考えていてよろしいんでしょうか。全戸、今回のように800万円、急に取りかえる必要というか、時期的にもうその時期が来てしまったときに、その財源の確保ができるという約束があるんでしょうか。それを教えてください。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 約束ということではできないんですけども、今、先ほどから私が申していますように、長寿命計画を策定しています。この団地も、相当数、経過年数がたってきております。そういった中で、長寿命化計画の中で、交付金事業の中で整備年度を計画をつくりまして、それが長寿命化計画を策定することによって交付金事業という道が開けますので、その中で対応できるということで、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 この関係については、このくらいでやめたいと思うんですけど、もう少し計画性というか、そこら辺もしっかりと、そもそも5、6が載ってなかったわけなんですから、それを急に載っかってくるというのはどういうものなんだという話をさせていただいたかったので、今後については、しっかりとした維持管理計画を持った中で、財源確保も検討した中で修繕というものを行っていってもらいたいというふうに思いますので、お願いいたします。

もう1点ございます。先ほど来、いろいろと課長のほうからの答弁の中でも出てきているんですけども、町営住宅の長寿命化計画、私、今回、資料を要求したんですけど、まだ計画自体が定まっていらないんだということで、その資料は、それじゃあ、しようがないねということで諦めたんですけども、まず、この町営住宅の長寿命化計画、例えば奔渡や梅香の4階建ての住宅でも、耐用年数、建物は70年とかあるのかな、それを何年まで延ばすのかというような話にもなると思うんですけども、現在、その審議が進められている中で、これらの、宮園は5階建てなんですけど、4階建ての中高層住宅については、現在どのようにしていくのか、この方向性というものは、もう幾らでも年度内にはでき上がる計画だと思うので、当然、ある程度は出ていると思うんですけども、この点についてはどのようになっているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 長寿命化計画につきましては、きょうも含めまして、委員会まだ終わっていません。まだ、もんでおります。実際には、今月いっぱいにとまとめて、皆さんのほうにも計画の内容を説明させていただくということで考えております。そのときに、明らかに、どういう計画をも持って、どう考えて物が進んでいるのかということをお示ししたいと思います。ただ、今、奔渡に4階建ての物件でございますが、4階建てをエレベーターなりということになりますと、実際に道内でもやられた例が、道営住宅、今まで1棟あるそうです。それは逆に、ベランダ側にエレベーター室をつくって、廊下をつくって、向こうから入り込むというスタイルで、居室の動線も全て変更して、大がかりになったということでございます。今の状態の玄関側にエレベーターをつくるということになりますと、躯体とエレベーターも含めて、当然スペースがないんです。今、玄関側には。駐車場、それから物置というふうになっていますので、そこにエレベーター室をつくるということには、敷地上、無理がございます。もし、つけたとすれば、そのエレベーター1基だけつけるだけでも、躯体と、それからエレベーター1基の計算をしますと、1階段あたり数千万円は当然かかってくるわけでございます。それにしても、ちょうど階段室型ですので、上がり下がりがありますので、それぞれの階には直通ができないと。それをどうするかということで、道営住宅の場合は相当なお金をかけてベランダ側に設置して、全てやりかえたという事例でございます。それらも、そういうことですので、エレベーターをつけてということでは、今考えておりません。ですので、皆様にお示しできることを今考えていますので、それをもって説明をしたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そこはわかるんですね。そこら辺の問題点というのは、もともとと言われていたものですからわかるんですけども、ただ、問題は、町営住宅、公営住宅事業というのは、もともと耐用年数が50年とか70年とかいろいろあるんですけども、約その半分くらいいった段階では、本来であれば、当然、住宅の価値も下がっていくから、家賃は

この間、使用料のときには、課長言われなかったが、自然減というのが、当然、毎年、毎年、住宅が一年一年古くなってきますから、当然家賃が自然減でも下がっていくという、そういうものを考えていったときには、本来であれば、耐用年数の半分くらいになったときには補助金を半分またもらって、建てかえをしてやっていくのが一番いいんだというふうに言われていたんですよね。ただ、その後、それはもとの家賃制度ですから、現在の家賃の状況はずっと変わっていますから、低くなっちゃっていますから、それがうまくいかないようにはなっているとは思いますが、ただ、それにしても、それじゃあ、70年の耐用のものを、長寿命化計画で、じゃあ、100年にしましたと。100年、今後、例えば梅香で約30年くらいたっているのかな、昭和54年建てとかですから、約30年を超えちゃっているかもしれませんけれども。そういうものを、じゃあ、残り70年、30年としても、残り100年まで延ばしても、70年を、じゃあ、今のままで、階段で上り下り、これから高齢化が非常に心配される、超高齢化の時代が来るといったときに、じゃあ、お年寄りの人を、今でも1階、2階のほうに入ってもらっているようにはしていると思うんですけれども、でも、やはり全体需要が高まってしまえば、やはり3階、4階にも入らなければならないとかというようなものを考えていったときには、やはり何らかの対策というものが必要なんじゃないのかなと。むしろ、あの手の中高層をそのようにして残すくらいだったらばというのは、やはり当然考えていくべきものじゃないのかなというふうに思うんですよね。そこら辺を、長期計画の中で、長寿命化計画の中で、どのように表現されるのかというのは、私も興味深く待っておきたいと思うんですけれども、少なくともそういう問題がある。

なおかつ、長寿命化と言いながらも、中の設備、今までもずっとやってきていますけど、中の配管関係とか、いいところもって25年とかなんですよ。じゃあ、100年もつような建物をつくったときには、4回も5回も建物の中を全てひっぺ返すというような形の中で、大改修をしなければならないとかといえば、当然それなりの投資というものがかかってくる。そういうものも考えていったときにはどうなのかという議論が、ぜひ進んでほしいなというふうに私は思うんですけれども、本当に、残念ながら、今段階で示されないというのは本当に残念なんですけれども、新年度、できるだけ早い時期には示されると思いますので、ぜひとも見せていただきたいと思います。

そういった段階で、いろいろと改修保全計画というものも立てていくんだと思うんですけれども、先ほど、梅香団地も30年も過ぎていたときには、建物の建築償還というのはもう既に終わっていますよね。梅香の54年建て、56年建て、場合によっては奔渡の59年建ても終わっているのかなというふうに私は思って計算していたんですけど、据え置き期間が3年なのか5年なのかで、ちょっと違うのかもしれないんですけど、そういうような中では、償還が終わっている例えば梅香団地で、ことしの予算でも700万円ほどの歳入ですか、というのがあるんだと。じゃあ、これから10年間で、それを留保していけば7,000万円、通常あの団地での維持管理経費を抜いても5,000万円ぐらいのものを家賃収入としてためることができるのかなと。やはりそういうものも使った中での大規模な改修計画というものを建てるべきじゃないのかなというふうに思うんですけれども、その点については、どのように考えているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えさせていただきます。

委員、よく町営住宅に関しては経験なさっていますんで、相当詳しくご説明いただいております。今の財源的なことも踏まえて、改修も、今、トータルリモデルということで、交付金対応で高齢者の居住性改善だとか、外装も含めて、そういった交付金事業、長寿命化の中でのメニューがございます。それらも含めて、高齢者のための住居改善等も考えていきたいなということで、そういうことに関しましても、長寿命化計画の説明の中で、計画を持ってこういうふうを考えていますと、こういうふうにやっていきたいということの計画を皆さんにお示ししていきたいなと思います。

それと、今、委員おっしゃったような、そういった財源的な適用というのですか、家賃収入をもって、そういったものの改善も含めてということでございますので、それらにつきましても、あわせて考えていきたいというふうに考えます。

●委員長（佐藤委員） 他に、2目ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

3目住宅建設費。

9番、南谷委員。

●南谷委員 7款6項3目住宅建設費で、解体工事517万2,000円についてお伺いをさせていただきます。事業実施、いつごろになるのかな。それからまた、規模というのですか、実際の平米でどのくらいの面積になるのかなと、この2点についてお伺いさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えさせていただきます。

来年、新年度、公営住宅、町営住宅を建てていくわけですが、その空きをもって解体を進めていきます。年度内に解体を済ませたいと。面積ですけども、1棟194,98平方メートル、坪数で言いますと、3.3計算ですけども、60坪という建物の大きさでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 何月ごろというのは、年度内ということなんですね。聞いたかったのは、実は、ここ有明団地なんですけれども、高齢の方も、お年寄りの方も、いろんな階層の方が住んでおられると思います。解体工事、速やかにやっていただきたいなと思いますし、跡地整理、あそこの環境というのは、立地条件、非常に解体工事が進んでいくと、ほか

の公住とまた一つ解体が進んでいく中で、整備された後もしっかりと整備をしていただかなければ、子供たちが遊ぶ場所とかそういうものも含めて、周りで遊ぶところが限られていますから、後処理も含めて、事故の起きないように、子供たちがあそこで遊べる、徘徊できるような整備にしていただければと思います。

それから、ちょっと広がっちゃうんですけども、解体後というイメージがつくと、残された今後の有明団地のありようというのですか、保守点検も含めて、しっかり今後もしていただき、住んでの方々と連携をしっかりと密にされて、何となく、解体していくわけで、まだまだ住んでいる方はいるわけだし、一遍に全員が移れるわけでもありません。そうした中で解体が進むというと、非常に住んでいる方も、あその団地構成というものに非常に精神的なものがあるのではないかなと私は憂慮するわけです。ですから、保守整備も含めて、住んでいる方々と連携をしっかりと密にされて取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えさせていただきます。

有明の解体でございますが、できるだけ建設も含めて、街なか団地も、建設も含めて、なるべく早い時期、入居者の問題もございますので、その辺を整理しながら対応を図ってまいりたいと。跡地につきましても、当然、あの場所は湿地帯、過去にも湿地帯ということでございますので、埋め戻し等、その後の事故等ないような処理で埋め戻して、更地にしたいというふうに考えます。

それから、まだまだ残された棟について、どうするんだということでございますが、当然、どんどん街なか団地ということで建てかえを進めていきたいんですけども、その中でも、前回もお話ししたんですけども、できる限りここに住みたいという方もいらっしゃるって、当然残る棟もございます。それは先ほどから申しているように、長寿命化計画の中でも、維持ということで、維持保全をかけていくと。修繕をかけながら提供させていただくという位置づけも考えておりますので、残された、残されたといったら変な言い方ですけども、そうした棟についても維持保全を図っていくという姿勢でございます。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

8 款 1 項 消防費、1 日常備消防費。

6 番、堀委員。

●堀委員 ここで二つ聞きたいんですけど、消火栓整備事業、今年、山の手の上単口式 1 基、そしてまた 3 カ年の中で、次年度も同じく山の手で 1 基あるんですけども、それ

以降の計画というものが無いんですけれども、もう、あれですか、町内での消火栓の設置、この山の手の2基をもって全て充足するというように理解してよろしいのでしょうか。

それと、一番下の消防庁舎の耐震診断事業というのがあるんですけれども、私よく団員の方とかと話したときに、ちょっと話として出てきたんですけれども、庁舎の移築というものが何かうわさされているというか、話がされているようなんですけれども、移築があるのであれば、このような耐震診断をする必要があるのかということも思うもので、それについて教えていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） まず私から、重要な課題についてご答弁をさせていただきます、消防署の移転問題であります。

3.11の震災以来、いろんな庁舎に対する課題が出ておることは事実であります。そういう話を委員は聞いたのでなかろうかと思いますが、まだ決定しておりません。お話としては出ております。

また、私的な、町長として私的な意見と区別はできませんけども、私的には、ちょっとあそこは場所的にどうだろうかと、やはり、いざという場合は、防災拠点の重要な役割を果たす場所であると。しからば、あそこでいいのかというような考えも持っておるわけであります。その前に、まず耐震調査をして、できれば、また私の考えに基づく制度が新たに出てくるのか、いろいろな面をまずやってみたいと、そのための耐震化でございますので、どうか気持ちだけはご理解をいただきたいと思っておりますが、そういうことでご答弁させていただきます。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 東部消防組合の、特に厚岸消防署の管轄の消火栓の設置であります、東部消防組合では施設の整備10カ年計画というものを持っています。現在のところ、28、29年度はあき、それ以降は、白浜、奔渡、それから若竹、湾月、それから宮園等について、34年度までの今の計画はございますけれども、とりあえず、28、29というのは、他の事業との絡みもありますし、それから無水地区の対策ということで、27までという計画になっております。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 わかりました。消防のほうで34年までの計画がある。じゃあ、ここにも34年とかでやって、総事業の数的にも載せておいてもらえると、まだあるんだなというのが非常にわかると思うんですけれども、そこら辺はまたお願いしたいと思います。

町長のほうから答弁いただきました。町長の思いというのもわかりました。ただ、じゃあ、もしかしたらば、この1,000万円の投資が、例えば2年後には何か国のほうでのいい事業、財源のものがあつたときには、この1,000万円というものが無駄になるというか、

そういう場合だって当然あり得ちゃうのかなというふうに思うんですけども、耐震診断を、今はしなければ、これは消防庁舎として、今年中にでもしなければならぬという、そういうものなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 無駄にしません。端的に言います。私の私的な考えを先ほど申し上げましたが、これによって有為な財源ができるのでなかろうかと。その上に、場所を含めて、どこにするかということで、私の気持ちを実現したいという意味での予算であるということをご理解いただければと思っております。

●委員長（佐藤委員） 他に、1目ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

2目災害対策費。

12番、室崎委員。

●室崎委員 まず、295ページに災害対策車整備事業というのが出てきます。たしか、予算説明の中で、車高の高い車というような説明があったような気がしたんですが、この内容について教えていただきたい。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） この災害対策車整備事業について、説明をさせていただきます。歳入のほうにも金額が入っていたかと思えます、183万9,000円。このたび、来年度、北海道市町村振興協会が設立35周年を迎えるということで、それぞれ特別支援事業として、防災減災対策事業に使えるということで、いろいろとメニューがある中で、災害対策車、これまで使ってきたものがかなりの年数がたっていると。しかも、今、災害対策車として使用しているのが、今余り使われないツードアになっているものですから、ぜひ、その災害対策車として使える車両を、4WD、台風16号のときも、この4WD車が厚岸町に少ないものですから、なかなか、深い水の中で身動きがとれなくなってしまうということもあったものですから、このような財源が用意されたということで、厚岸町として、この災害対策車整備事業として手を挙げさせていただいたという内容でございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 そうしますと、値段からいって、そんなことないだろうとは思っていたんですが、たしかユニモムとか何とかとあって、どんな道でも走れるような災害対策専用の

ような自動車がありますよね、スピードはあんまり出ないらしいけれども、すごい能力を持っていて。そういうようなものでも入れるのかなと一瞬思ったんですが、そうではないですね。そうすると、いわゆる四輪駆動車ということで、浜なんかを走るために、車高がぐんと高くなっている、あれはオプションでつけるのかどうか知りませんが、そういうものもあるんですが、そのように、何というのかな、少しでも災害対策用として、通常市販車よりも特殊加工したようなものを入れようとは考えていないということですか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今、ご質問者が言われたような特別な仕様のもものではございません。あくまでも市販の中のRV車、4WDということで考えております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。それから、この災害対策に関してのことで、また一、二、お聞きしますが、これは、もう既にやっているのではないかと思うので、確認の意味でお聞きするんですが、過日、大震災で大変な被害に遭った地域に、二度ほど議会の関係のことで視察に行きまして、いろんな、行政の方や消防の方や、いろんな方からお聞きをしました。その中の一つに、いざ、そういう大災害があったときに、まず手元不用意になると困るものに、燃油、タイヤ、それと故障の整備、これがあるんだということをお聞きされました。それで、いわゆるガソリンというのは、僕らも報道だとかそういうところでいろいろ聞いていました。ところが、実は、タイヤなんかは大変らしいですね。ガレキの中を走りますので、非常に鋭利な金属だとか、そういうものが泥の中に隠れているんだそうですね。そこを走るので、すぐタイヤが裂けると。これは自分たちも予測していなかったという話を聞きました。

それから、そういうような悪条件の中走りますから、そして、行政も、それからましてや消防なんかもそうですが、ここのところはちょっと車傷むから走られないなんて言われるときじゃないわけで、非常に車が傷むそうです。それで、とにかく民間より優先して、そういう公共用のものをどんどん整備してもらわないと、あした使えないというような状況が出ていたと。

それで、そういう業者と、厚岸町の場合には低いところだけにそういう業者の方がいるわけじゃないですから、そういうところと優先して、町なら町のものを作ってもらうというような協定というものを、きちんと結んでおく必要があるだろうと思います。

ちなみに、これは消防で、何町だか何日だか忘れたんですけど、消防で聞いたのは、協定も何もなかったと。そしたら、ガソリンだとか軽油の売り惜しみすごいんだと。それで、最後は脅しをかけた。消防としていろんな権限があると、使うぞと、言ったと。そして、出してもらった。そこには全部、協力をいただいて、ありがたかったという感謝状を贈ったと、そういう話もありました。大変だということがわかりますよね。こういう事前に手を打っておくことは非常に必要だと思うんですが、既になさっているんで

はないかと思うので、もしなさってれば、どういうことやっているか、それ、お聞かせいただきたい。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 震災後、委員のほうからも、そのようなご提言をいただいたかというふうに記憶しております。燃油に関しては、ガソリン、灯油等々、油類ということで、厚岸の組合のほうと協定を結ばせていただきました。組合のほうも、組合の方のほうも、快くお引き受けをいただいて、内容について協定をしていただいたと。ただ、タイヤまで、そのガソリンスタンド等々でご用意ができるかどうかというのはわかりませんが、その油類のほかにも、ガソリンスタンドで用意ができる必要な物品等々についても、その協定の中でうたわせていただいております。ただ、そのタイヤ、あとは故障の整備等々については、まだこちらのほうまで、今、委員のほうから言われまして、初めて、はっという気づきがありましたので、これも、今後、関係するところと進めていきたいというふうに思っています。また、レンタル機材等々についても、燃油と一緒に、関係業者と今、提携をもう既に組んでいるところでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 次に、一般質問のときにちょっと触れたんですが、災害対策本部が味覚ターミナルに移動すると、この役場では、大きな津波が来るとなったら置いておけないという話でしたよね。それで、お聞きすると、ここにいる職員が勤務時間中だと、一斉にその味覚ターミナルのほうに動くということになると。ただ、その訓練は行っていないと。それから、そのときに手ばたきで行くわけではないと。それぞれ必要なものは持っていかなきゃならないと。でも、何を持っていくかということ、実際に持ってみたこともないと。それから、文書類に関しても、非常持ち出しとしてシールは張ってあるけども、それが全部人の手で持てるかどうかやってみたことがないと、そういう非常に直截なご答弁をいただきました。

それで、先ほど、8番委員さんも触れてらしたんですけども、原本は原本で置いておきながらでいいんですけどね、電子的保存というか、電子化して保存していくということは、非常に小さくなりますし、簡単ですよ。それから、情報を別のところにためておくということも簡単ですよ。ですから、大事なものに関しては、そういうことをどんどん、戸籍だとか何だとか、特別なものについては電子化して、クラウドといったかな、そういう措置とっていますけども、それ以外の重要書類って、たくさんあるはずなんですがね、そういうものについても、何ていうんですか、控えをとっておくとか、最低限ね、そういうこととしても、やっぱりそういうものは必要だろうと思いますので、ご検討いただきたい。

それから、もっと言いますと、文書に関してなんですけど、今、いろんな震災に遭った市町村で、全部流されてしまって、散出してしまって大変だという話、たくさん聞いていますね。そうすると、最悪、水にぬれても、流されなければいいわけですね。そうす

ると、それをもう一度乾かしてという作業をやれば何とかなるということも可能なわけですよ。もっと言うならば、防水をした中で、流れないで、そこにまとまっていればいいわけですね。そういう次善、三善の策もやっぱり考える必要があるだろうと。

そうになると、もっと言うならば、差し当たってすぐ使わないけれども、絶対とっておかなきゃならないような書類ってたくさんあるわけでしょう。そういうものは、味覚ターミナルのほうに書庫をつくって、そっちへ置いときゃいいわけですね。そのときに持って歩かなくてもね。そういうような、いろんなことがあると思うんです、書類の保存一つとっても。そういうこともやっぱり考えていく必要があるんじゃないかなと思いました。

ちなみに、実は何でこんなことを思いついたかという種明かしをしますと、この前、江戸時代の話、読んでいたんです。そうしたら、江戸時代大店では、江戸は物すごい火事があったそうです、火事的时候には、どの大店でも井戸を持っているんですね。その井戸の中に帳簿を全部投げ込んでしまうんだそうです。そうすると、火事で全部焼けても、井戸の中は燃えませんが、水がありますから。それで、一旦ぬれた帳簿を、火事が終わってから全部出して、もう一度広げて、もとへ戻すと。和紙に墨で書いたものというのは、水にぬれても散りませんので、そういうことができるので、同じことが厚岸町のその書類で全部言えるわけではないんですけれども、それにヒントを得てちょっと、そんなことも、思いつきですが、全部を持って上がらなきゃならないというものではないなというふうに思いまして、そういうこともご検討いただきたいんですが、いかがでしょう。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） お答えをさせていただきますが、まず戸籍のシステムに関しては、まだ、いまだに戸籍の法律がまだ変わった……。（発言する者あり）

申しわけありません。今、3月までに進めている準クラウド式なんですけれども、データセンターに全ての厚岸町のデータが、そちらの方に移行します。今までは、厚岸町役場の2階に、まずサーバにデータがあって、それを守るための札幌のということだったんですが、今度は全てがそちらのほうに移行されるということで、今、厚岸町の職員がそれぞれ行っている業務のデータというのは、厚岸町がこの庁舎が被害に遭ったとしても、まだそちらの札幌のほうのデータセンターに残っていますので、それをコンキリエのほうに移って、そのパソコン等の整備もしましたので、それらの作業というのは、これまで以上に災害時には行えるだろうというふうに確信をしております。

厚岸町が一番は、1階から3階までにある古い、特に永年保存と言われる書類、あとは特に税務の関係書類、台帳等々、これらがやはり一番重要書類として保存すべきものだというふうに思っております。これら、今、コンキリエのほうに保管できるような施設を建設するだとか、あとは、浮くような形で何かしらの手だてをするだとか、そんなことを、改めて、どのような形で、その重要書類がきちんと、これだけはデータに残せない部分だと思っておりますので、ただ、今後つくる台帳等々も、データに移れる、要は残せるような形ということも考えなければならぬと思っておりますが、そんなのも全部含め

て、今後どのような形ができるのか、これは研究させていただきたいなというふうに思っています。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 書類に関しては、どうしても原本が必要なものは幾らでもありますよね。だから、電子化したから、それで100%ということは言えないというのはあるんです。それでも、控えがあるのとないのとでは随分違いますよ。そういうことも申し上げておきますが。

それで、次にお聞きしますが、その災害対策本部、味覚ターミナルというのは、住民の避難場所でもあるわけです、そして、そのすぐ近くには、やまびこという集会所がありますけども、私どもの自治会の避難場所というのは、この2カ所が指定されておりますが、ほとんどやまびこに行く人はいないんです。みんな、味覚ターミナルのほうに行くんです。やっぱりこの前、3月11日のときには、本当に切実にそれを感じたんですが、さてどうなっているだろうというのは、一番気がかりなんですよね。だから、もう暗くなってからでも、みんな一所懸命、海、見ているんですよ。そういうことで、やまびこに入ると状況が見えません。味覚ターミナルのほうが見えます。そういうことがあって、味覚ターミナルのほうが人気があるんです。こういう場合に、人気という言葉はどうかわかりませんが、皆さんそっちに参集します。

その中で、200人を超える職員がどっどあそこに入るわけですね。それぞれも持ち場について、もちろんそこにいっ放しということはないかとは思いますが、避難訓練のときには交通整理をやったり、いろんなことでもって、いろんなことが町中に配置されますから、あんまりあそこの避難場所に行っている人は少ないんです、町職員は。でも、あれはそれよの話であって、本番のすごい大津波が来るよということになったときに、辻々に立って町職員が交通整理はできないと思います。そうすると、200人から以上の人が、とにかく執務中だと一斉に向こうに移る。そのときに、住民もまた避難場所としてわっと来ている。それで、手狭でなくて、業務ができるということなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今現在、想定しているのは、コンキリエの中の3階の展望室ですか、あそこを一応災害対策本部としようということで考えています。そのほかに職員が待機すべき場所としては、エアテントを2基、買ってあります。そのほかにも、テントをコンキリエの倉庫のほうに用意をしております。基本的には、職員はそちらのほうに待機ということで考えております。ですから、施設内につきましては、基本的には非難された住民の方々に使用していただくということで考えているところであります。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。それから、アクションプログラムというのは、子細に何遍も

読ませてもらっているんです。非常に、いざというときのことを考える示唆に富むことがたくさん出てきますのでね。これは一般質問の答弁のときにもあったんですが、関係機関との総合訓練を行うというふうに書いているんですが、ここで言う関係機関とは、どんなようなものを意味しているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 関係機関でありますけれども、陸上自衛隊、あとは警察、当然、消防入ります。あとは北海道、あとは釧路開発建設部だとか、基本的には防災会議の委員になっていただいている、構成している、防災関係機関というふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。大事ですよ。こういうところとの関連をきちんと、いざというときに動くと。先ほどの質疑の中でもって、建設課長のほうで、近くの町で道路を管理する道の担当者と、それから町の担当者間で全然連絡がなくて、どっちも向こうがやっているだろうと思ったのか、何か、何日間も交通途絶の集落ができたなんて話、ちょっとおっしゃっていましたがね。そんなことが、こういう、みんなの命の瀬戸際の際に起きたら大変なことですからね。そういう意味で大事だと思います。ただ、関係機関というのは、町の外側にある機関だけに、ここに列記されているんですが、それだけなのかなというのが、私は感じるんですよ。例えば、医療機関、町立病院だけじゃないですね。厚岸には、もう一つ医院がありますね。これ、いざというそういう場合になったら、非常に大事な役割をしたいと思いますよ。連携した訓練、まずは机上訓練、実動訓練まで進めばいいですけど、そういうもの必要じゃないですか。いかがでしょう。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今まで、総合訓練の中でも、町立病院とは連携を図りながら、その訓練を行ってまいりました。実際、地域防災計画の中には、その災害時の対応として医療機関と。これは、町立病院がかかわるということで規定がされておりますが、今、委員ご質問されたとおり、当然、厚岸町にある医療機関との協力関係ということも必要になってくるかと思っておりますので、今後どのような形で、訓練も含めて、どのような関係が築けるのかということ、訓練ができるのかということを検討してまいりたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 今の総合防災訓練、いつも避難訓練の後、町民の目に見える形でやっていますよね。あれに対しては、私は、一般質問でもいろいろと問題点は指摘したつもりです。それについては、今ここで触れませんが。

それから、緊急時の避難に支援を必要とする人たち、要支援者と言われていていますよね。こういう人たちの問題を考えるときに、やっぱり町内にある、今、何ていうんですか、自立支援施設というんですか、どういう言い方をすればいいのかな。大分前は、小規模作業所なんていうような言い方をしたんですけどね。今、そのほかにもいろいろなものがあって、そういうの総括して何て言うのかというのは、ちょっとわからないんですが、何ですか、地活と呼ばれている施設だって、その中に入ってきますよね。もちろん「あみか」がそっくりそのまま入ってくるかもしれない。そういうようなところも全部やっぱり入って、どうするかということを考えていかなきゃならんでしょうね。

それから、もっと大きく言うならば、看護師資格を持っていて家庭に入っているような方もいらっしゃいますよ。でも、素人よりは、はるかに医療技術と知識を持っているわけですね。本当に大変なときは、こういう人たちにもまた一躍を担ってもらわなきゃならないですよ。そうしますとね、そういう方たちには、そのときお願いしようと思っていますでは、実際には役に立ちません。どここの誰々さん、あなたはこの役やってくださいと、いざというときにはと、いうところまで具体的に決めておかなかつたらできないですね。そのときになってから、電話連絡しましょうといったって、間に合わないですから。そういうような体制も考えていかなきゃならないと思うんです。そういうことについては、どう思いますか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、先ほどの自立支援施設という関係ですけども、今、町内には、例えば、老人であればグループホームであるとか、それから障害者であれば就労支援施設であるとか、そういったものが今ございます。そこには当然、事業者がおりますけども、いわゆる町の避難体制とか、いわゆる共通した理解のもとに、要支援者の安全の確保をしていただけるように、今後、連携は必要ではないのかなというふうに、今、感じたところでございます。そのように進めてまいりたいというふうに思います。

それから、もう一方、看護師の関係でございますけども、やはり非常な戦力として、私どもはやっぱり期待すべきだというふうに考えております。現在、当町の社会福祉協議会において、ボランティアセンターという、災害時の、いわゆる全国から来られるボランティアの役割ですね。これは、今のそのいろいろな状況を見ますと、行政では、ボランティアの部分は、その緊急時には、まだ窓口としての機能は果たさないだろうというふうに聞いたようでございます。そこら辺も今、社協で研究をしております、町の防災対策の中でのボランティアセンターとの整理を、今、社協のほうでまず独自にボランティアセンターについて検討いただいているところでございます。この中で、その人材登録だとか、あらかじめ潜在している資格者と、看護師だけじゃないと思います。そういう方たちをあらかじめ登録していただけるようなシステムというものを、また研究したいなというふうに考えているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 よろしくお願ひしたいんですがね、そういうもの全部含めて、関係機関との総合的な訓練が行われなければならないということだと思ふんですよ。一般質問のときにも申し上げたけども、得てして、格好いい総合訓練が全国で行われています。自衛隊が100人単位でもって来て、銀座の町を戦車が走ったって話までありますけども、あれ、戦車じゃないんですけどね。そういうような、きらびやかな総合訓練というのは、あちこちで行われているんですよ。放水ショーなんかも、まさにそうですね。だけど、実際に起こったときに、あんなことあり得ないんですよ。だから、実際に起こったときと同じようなことをなるべく頭の中で考えながら、どうするか、どうするかって、詰めていかなきゃならないということ、これはくどく申し上げておきます。

それで、最後に、ちょっと一番ポイントになる機関の話が、一般質問のときの答弁の中にも、それから、このアクションプログラムにも出てきていないんじゃないかと。それは、アクションプログラムの性質上、そこは書かなかったのかもしれないんです。それは病院なんですよ。病院では、いざというときというのは、大きく分けて二つありますよね。一つは、日常、今、この時間に大きな地震が来て、病院からも待避しなきゃならないというような場合、あるいは病院に残る場合もあるでしょうけどね。そういうものと、もう一つは、夜中の2時、3時に、あるいは日曜日に、大きな災害が来たとき。そのときどうするかというふうに、大きく分けると、この二つに分かれて、その中でまた大津波が来た場合、地震だけで終わった場合、あるいは、この前の9月16日のような大水が出た場合、あるいは、もう何年になりますかね、10年になりますでしょうか、ノロウイルスが1,000人から出て、病院にわっと患者が駆けつけたというような場合、あのときは、あの現場を見ている人と見ていない人で、あの事件に対する印象は全然違うと思います。玄関が、あの当時は今と違って、病院は土足で上がりませんでしたよね、靴を脱ぐんだった。玄関が靴の山になりましたよ。そういう状況の中でもって、病院が対応しなきゃならないというようなときにどうするかというような、いろんな場面があるとは思ふんですが、そういうものを一つ一つ考えて、そのときどうするかと。例えば、真夜中にそういう大きな災害が来たとき、警備の方を含めて、あの病院に何人、人がいるのか、そして、何人の人がすぐ駆けつけられるのか、そういうものについては、まず机上訓練をしなきゃならないと思いますよね。そういうようなことはどういう形でなされているか、概略で結構ですから説明してください。

●委員長（佐藤委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） まず、非常時、日常、あるいは夜勤体制のあり方につきましては、病院も、3.11を受けて、大津波の、北海道からの情報も入りまして、町立厚岸病院及び介護老人保健施設の職員の非常時における初動体制マニュアルというものを見直しました。これは前からありましたけれども、見直ししております。二つに分けて、勤務時間内と勤務時間外のあり方についてですね、また、地震の対応と、その後の津波の情報をもとに、どう対応するかということ、総務課のほうの初動対応マニュアルとあわせた形でつくり直しております。

基本的には、日常に起きたときは、まず身の安全を守るんだという、地震が起きている最中、起きた後の処置、それから、もし津波が来るのであれば、どういうふう to 逃げるのかということ、全部細かくマニュアルにつくって、日常であれば誰が担当するのか、担当というのは、いろんな日常の、看護師でも、何々担当というのが毎日配置されておりますので、責任者がいなくても、その担当になっている方が誘導するのですとか、声をかけるのですとか、細かなマニュアルを、実はつくりました。これは7回ぐらい全体会議をかけて、各部署の責任者が、我々事務方ではわからないところまで、それぞれの部署が、それぞれの看護部のマニュアル、検査のマニュアル、レントゲンのマニュアル、全部部署をつくりました。それも日常と、夜間、それに対して夜勤者がどう対応するかと、病院の場合は委託業者もおりますので、委託業者がどう話しかけるのかとか、誘導するかとかということ、一昨年から、実際に、職員が大体出られる日曜日ですね、防災の訓練の日の日曜日に合わせて、我々も同じ時間帯から始めたいんですが、朝の食事時間に重なるものですから、1時間ずらして、発生したということ想定して、条件は同じですね、それに合わせて職員が集まって、どういう誘導ができるのかということ、2回やりました。これ、今までやっていなかったんですね。それはなぜできるようになったかと言うと、日曜日に総務課がそれに合わせるようになったということもありまして、よっぽど厚岸にいないか夜勤とかの方以外は、ほとんど集まってやるようになりました。そこで問題も見つけられましたし、階段の使い方も、どうすればいいとか、そういうことが課題で出てきました。マニュアルをどんだん見直すという形で、日常、日勤帯と夜勤帯のあり方の訓練を2回ほどやっております。ことしもそれを続けると。実際どうやるか、マニュアルを見直すという作業をしております。

それから、ノロウイルス等の話がありましたが、あのすぐ後に、非常時の医療体制、整備という、これもまたマニュアルをつくりました。それに基づいて、事務方はどう動くのか、看護部がどう動くのかということ、マニュアルに沿って、大勢の方が一遍に来たときにはどう対応するかというマニュアルも備えて、その初動マニュアルとあわせて、医療マニュアルと組み合わせて、訓練をしているということが実態になります。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 もう大変に安心いたしました。よくなさっているなと思いました。あのノロウイルスのときには、今話していて思い出したのですが、何か町立病院で異常事態が起きているぞという話が、私のところに友達から電話が入りまして、私すぐ、田中医院見に行ったら、全く普段と同じで、じゃ別に大したことないんだなと思って、家へ戻ったら、町長から電話をいただいたと。こういう状態なんだということでもって、すぐ駆けつけて、その靴の山を見たということになるわけですがね。大変、野戦病院と同じでしたね。ただ、やっぱりあのときは、そういうものに対処しようとしての計画も何もなかったと思うので、とにかくもう目の前のことを一生懸命だったと思うんです。そして、もう、事務方も何も倒れ込むように、一通りのところが終わったところで、寝込むなり、家へ帰るなりしたと見えて、今度、朝の6時過ぎから第2波が来たんですね。それは、うちの中で我慢するだけ我慢していて、明るくなってから来た町民の皆さん。そのとき

に、どうも受付が空だったらしいのですよ。そして、非常な悶着が起きたんですね。だから、あのあたりやっぱり、個々人は100%頑張っているんだけど、体制ができていないとそういうことになるんだなというのが、あのときにしみじみ思いました。

ですから、今のようなお話は大変いいかと思えます。そして、非常に今、私いいなと思ったのは、その場でもってあなたこれやってくださいと言われてなくても、もう何をやるかがわかっているということだと思えます。これ、非常に大事なことだと思えます。その点に関しては、町のこの訓練の中でもお願いしておきたいんですが、対策本部ができますね。そして、あんたとあんたとこれやってくださいって、もし言うことができなかつたとしても、それぞれが、自分はこの部署で、この仕事はまずやらなきゃならないというものは決めておく必要があるんじゃないかと。連絡がとれる、とれないの前に、その上で、いろんな指示が出ていくということが大事だろうと思えます、ああいう本当の非常のときはね。

それと、これはもう一つ言ったんだけど、それは一つだけでなく、もし、何というんですか、Aのものが足りていたらBのほうに回るといような話ですよ。それは、全員が集まれるわけじゃないんですから、本当に大変な場合にはね。5人でやろうと思っていたところに3人しかいないこと、幾らでも考えられるわけでしょう。何か、これもその被災地に行ったときに聞きましたが、そういう発想は、現場で全部自衛隊に教えてもらったって、消防の方が言っていました。確かに、戦争というのはそういう場面を常に考えているんだなと、そのときに話を聞いていて、聞いているみんなが納得したということがありますがね。やっぱり本当の大変なときというの、極端な場面が戦争なんでしょうね。だから、ある意味では、そういうようなものを参考にしながら、この頭の中をつくっていかなくちゃならない、そのように思えますので、どうかよろしくお願ひしたいと、そのように思いますが、いかがでしょう。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきますが、有事に備える町職員の訓練に対しての適切なご指摘を受けました。ありがとうございます。さらにまた本日は、町以外の、町民挙げての対応、また町外との対応等を承ったわけでありまして、改めて訓練の重要性というものを学んだわけでありまして、今後、肝に銘じながら、対策本部設置の場合は、私、本部長になるわけでありまして、リーダーシップを発揮しながら、一人でも命守りたい、そういうことで頑張っていきたいと、そのように考えます。

ただ、限りない訓練になるんでなかろうか、想定する場合、例えば、日中の場合はいいんです。夜の場合、停電です。それと、大地震が、今、対策本部もコンクリエが壊れないという想定の中でお話ししています。しかし、壊れるかもしれない、大地震の場合。また、家屋も倒壊するかもしれません。そうすると、勤務時間外の職員が集まれといつても、交通ができない、そういう事態も想定されます。本当に、例えば、大きく言えば、厚岸大橋、今、長寿命化で幾らかでも寿命を延ばすようにということをやっていますが、地震には強いというお話を承っていますから大丈夫かと思えますが、しかしながら、これまた倒壊するかもわからん。そうすると、そのときの対応はどうするのか等々と、今

ちょっと思いつきであれですけども、そういう点が考えられるわけですね。ですから、訓練は、もう限りないものが想定されてくると、そのように考えておりますので、ご指摘がございましたとおり、有事に備えたあらゆる対応というものは、当然これは重要な課題でありますので、また、これでいいというものでもないと考えておりますので、やはり地域住民の生命と財産を守るとというのが我々の仕事です。これに万全を期すための対応をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 もう1回やってから町長が立つのかなと頭の中で考えていたら、結論的なことをおっしゃったので、ちょっと言わせてください。それは、こういう場合、ああいう場合って考えていくと、町長がおっしゃるように切りがない、それはそのとおりだ。けれども、実は、厚岸町の職員、非常に能力高いです。これはもう私、何回も、この3月11日だけじゃなくて、こういう震災ありましたね、そのときの職員の動きを見ていて、そう思いました、一生懸命です。ですから、予期せぬ出来事というのは常にあるわけですね、こういう場合にはね。そのときに、それに応じて対応できる能力をつけるということが非常に大事だと思うんです。マニュアルは、一応の場合を想定して、それに対処する方法を決めているだけです。そのとおりになるなんていう保証どこにもありません。そのときに、例えば、今言ったように、マニュアルでは5人でやろうと決めていたものが、3人しかいない、あとの2人は全然連絡もとれない、こんなこと幾らでもありわけでしょう。そのときには、その3人でもってやれることをやるという能力がないと、5人いないからできないよって立っていたんでは困るわけですね。そういう能力をつけるのが訓練だと思いますので。

それから、厚岸大橋に関してなんですけど、私、橋はまず倒壊しないだろうとは思っています。しかし、橋は使えなくなると思ったほうがいいです。それは、橋の固有振動と地面の固有振動違いますから、必ず橋のつけ根のところに大穴があくというふうに考えたほうがいいと思いますね。そうすると、自衛隊あたりがするというと簡単に架橋してしまうでしょうけども、町の能力では恐らく架橋はできないと思いますので、これは、まず、つけ根がやられてしまって使えないというふうに考えて、最初からいったほうがいいんじゃないかと、こういうふうに思っています。

それで、そのことでちょっと言ってお聞きしようと思ってたんですが、勤務時間中はここにいますよね、外勤している人は別ですよ。だから、ほとんどの方が味覚に移れると思うんですが、夜間なんていうことになるというと、例えば、税務課長さんは住の江に住んでいます、まちづくり推進課長さんは若竹に住んでいますというふうに、橋の向こうの人とこっちの人いますね。そうすると、そのときの参集はどうなるのかと。向こうにも対策本部つくるんでしょう。そのあたりもやっぱり考えて、橋を渡ってということとはできないということが一応前提にして、そこからお考えになったほうがいいんじゃないかと。

それで、前に、私、医薬品の備蓄ということを提唱したんですが、これは何か医事法か医薬品に関する法律か、何かがあって、ほとんどだめということだったんですが、そ

ういうこともいろいろお考えいただきたいなど、そういうふうに思っておりますので、いずれにしても、お互いいろんな知恵を出しながら、なるべく、いざというときに戸惑わない能力を、町民も、それから行政も、みんなつけて、防災に強い町にしていかなきゃならないなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと、そういうことです。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 職員だけのことでお答えしたいと思いますが、今、夜間の関係ありました。本当に町職員がゆえに、自分を省みず、家族を顧みず、直ちに対策本部に招集をしなければ、行かなければならない、本当にその町職員の責任の重さというものは、我々は感じております。

実は、3.11の震災後、お見舞い兼ねて、陸前高田、それから南三陸町、女川、それと気仙沼の役場を訪問させていただくと同時に、その実態を見てまいりました。その中で、役場が残ったのは気仙沼だけなんです。ほかのほうは、みんな役場が倒壊しちゃった、流された。ですから、いち早く対応できたのは気仙沼だけです。それだけ町職員の役割というのは、極めて重要であるということを目で見えてきました。

そういう面では、今ご指摘がありましたけれども、やはり防災に強い、安全・安心な町づくりという一躍を我々は担っているんだと、全部とは言いません、やはり、自助、町助、公助と、その公助の中の責任が極めて大きいということを痛感をいたしている次第でございますので、いろいろとご指摘いただきましたけれども、その対応について、さらにまた真剣に取り組んでまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） 休憩いたします。再開は4時5分からといたします。

午後3時31分休憩

午後4時05分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。

296ページ、2目、他にございませんか。

5番、中川委員。

●中川委員 2目の、災害対策費で、休憩前から委員の皆さん、いろいろ議論していましたが、私もここで、災害対策で、学生の避難対策につきまして、教育長からちょっとお聞きをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

ここに、私の隣に白浜自治会の会長さんがいらっしゃいますけれども、私の、こういう機会がありましたら、ぜひ質問していただきたいという要望がありましたので、質問させていただきますけど、これ真龍中学校の避難の訓練に、私見ていませんからわかりませんが、国道をまたぎますよね、避難訓練されたことありますね。その際に、

国道またぐもんですから、警察官に来ていただいて、車をとめて、そして、生徒を福住さんですか、今、我々の総務産業の所管です福住さんの上のほうに階段をつけてもらったんですけれども、そちらのほうに避難をするべく、国道がまたいでいますので、警察官に来てもらって、そして訓練をされたそうです。それは私見ていませんけれども。

今皆さんが心配していますように、訓練はそれでいいんでしょうけれども、実際、津波が来ましたというときに、避難するときには、そのときには警察官は来ていないよなど、それでどんだん車が走っています、それで鉄道なんかを、よくニュースなんかで聞きますと、どっかいかれてないかですね、汽車でも何でもとめてから、確認して走ったり何だりしていますけども、国道はどんだん走ってるだろうと、車が。そういうときに、車が走ってるのに警察官が誘導してくれないと、そういう場合ってどうするんだろうねという話なんですよ。

そして、その国道をまたぐもんですから、今皆さんに聞いていましたら、真中が3階建てだそうです。そして、私に言われた人は、そういう危ない思いするよりも、私もよく、ここも海岸線のすぐそばだから、ここにも避難場所にしたらいいでないかと、私もよく、執念深くて、二、三回言ったことがあるんですけども、それは認めませんと言われてるんですね。だから、私もその旨をその人に言ったんですよ。あなたも3階のほうがいいんでないのと言うけれども、こういう事実があるので、やっぱり教育委員会も、国道またいで、少しでも高いところに誘導するんでないですかって、こう言ってますけれども、私が言いましたけど、その警察官がいない国道、それをまたぐときにはどのような配慮といいますか、しながら、子供たちを誘導して、その避難場所のほうにやられるのかなということを質問させていただきたいんです。

●委員長（佐藤委員） 指導室長。

●指導室長（武山指導室長） 私のほうから回答をしたいと思います。

まず、やはり避難の原則は、より高いところ。やはり自分の命は自分で守らなければいけない。それで、幸いのところ、あそこには福住さんの裏山、今回も階段を直していただきましたけれども、そこに行けば、まず想定される津波は逃れられる。そういうことで、昨年、実際に階段は上れませんでしたけれども、福住さんの前まで避難をいたしました。私も当日、見学に行きました。当初、警察とも連絡をいたしまして、実際に、避難のとき警察が来れるわけではないですから、教師が車をとめて、そういう訓練もやりたいとなったんですけども、やはりあそこ、国道44号線、幹線道路でありますので、それはやはり警察のほうから許可がおりませんでした。それで、訓練ということで、前回は警察の方が渡るときには止めて、安全確認ということで、あくまでも警察が来たのは、安全を確保するという意味で来ていただいております。

災害が、津波が起きた場合は、教職員が当然その安全確保、今回、警察の方が担っていただいたところを防災担当、ちゃんと教職員のほうも割り振りをしておりますので、誰がとめる係、誰が先導する係、そういうふうな訓練のもとで行っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、真龍中学校につきましては、このたび階段等が完成いたしましたので、新年度

早いうちに、実際に、福住の裏山まで全員を登らす計画があるということです。

●委員長（佐藤委員） 5番、中川委員。

●中川委員 今、少しでも高いところに避難すべく、我々もさっき言いましたけど、高いところに福住の上のほうに、何か真龍の人方に聞くと、墓地か何か火葬場があったようですけど、そこに階段をつけてもらって、少しでも高いところに逃げてもらうんですけど。私が今言ったように、警察官に来てもらって、そして誘導してもらったと。その方が言うには、今、室長さんが言われのはわかるんですけども、警察官は制服ですね、あれね、制服着て来ますから、その通る車、止まってくれるかもしれませんが、今、室長が言われたように、普通のこういう私服で先生が誘導しても、私に言う人は、止まってくれるかということなんです。警察官だから止まるでしょうけども、先生のあれではね、止まってくれるかなという心配をしながら、私に、機会があったら質問していただきたいということなので、先生の言うのはもちろんわかりますし、あれなんですけど、したから、そうだな、困ったもんだなと。したから、学校として、教育委員会として、どういう対策を今後もやっていくのかなと。少しでも高いところにももちろん逃げて、避難して、命を自分でみずから守るのが当然でしょうけども、本町の学校と違って、ここはもう国道が走っていますので、そういう心配していた父兄もあった、父兄でありませんが、心配した人がいましたので、わかりました、したら、機会がありましたら、質問してみますと言って、お引き受けしたんですけどね。したから、今、室長が言うように、普通の先生だから、ジャージやら、そのときの着たものでしょうけど、ほかの運転手さんがそれで止まってくれるかどうかなんです。その心配もしているものから、ひとつ再度、答弁をいただきます。

●委員長（佐藤委員） 指導室長。

●指導室長（武山指導室長） 当然、何も持たないで行ったら、そのとめる教師もはねられるかもしれません。当然、学校ですので、赤とか白い旗とかがあるんです。当日もそれを持っていきました。当然、そういう長いもの、赤とか白とかで目立つもの、やはり赤が目立つと思います。そういう旗を持参していく予定では現在のところあります。さらにもっと進めて、警察がよくスピード違反の車を捕まえるとき、とまれという、そういうのがありますけれども、そういったような形をさらに工夫いたしまして、ドライバーからでもすぐ気づけるような、とまっていただけのような、そういうものを学校のほうで準備したいと考えております。

●委員長（佐藤委員） 5番、中川委員。

●中川委員 それで、教育長ね、私が、ここも、庁舎もすぐ海のそばですから、コンキリエに行く前に、ここに避難場所にしましょうと言ってたんですけど、これは認めてもらえなかったんですけど、それと同じであればですか、その中学校の3階には、避難場所と

する考えはもちろんありませんですか。もう何たかんだ、今、室長が言うように、学校の3階よりも、国道またいでも、その福住の上に逃げるんだと、こういう考えでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今回の大震災でもそうですけども、どの大きさの津波が来るかというのは想定できないわけです。そのときに、最大限を考えたときに、今回の震災でも、一番上まで被災している場合もあるわけですから、今回の13メートル、何メートルとやっているときに、その福住の位置でも危ないというふうな結果が出たので、今回わざわざ階段をつけて、その上に逃げるわけですから、そういうことを考えれば、屋上に避難するという訓練は考えられないというふうに思っています。

（「わかりました、済みません。」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 津波避難場所備品整備事業でお伺いいたします。3カ年のほうに詳しい事業内容が載っているんですけども、倉庫やテント10張、あと水中ポンプ、あと、下のほうの湖南地区という中の森林センターの改修というのが載っているんですけども、それで、水中ポンプの10基の導入を予定されていると。これは、去年の台風のときにも、床上、床下の冠水や何かといったものも多々あった中での整備拡充だなというふうに思うんですけども、そういうのも含めての整備だとは思いますが、10基を含めて、厚岸町にある水中ポンプというものが総体で何台になるのか。また、当然、水中ポンプ、無動力じゃないので、当然動力が必要だと思うんですけども、電気が通っているときは、単相100ボルトなりを家庭用電源からでも引くことはできると思うんですけども、そうじゃないとなったときには、やはり発電機なりが必要になると思うんですけども、今現在、厚岸町のほうで保有している発電機の台数というのも、教えていただきたいと思えます。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） お答えをいたします。

今、水防資機材として町で保管をしている水中ポンプは4台です。発電機は、町としては1台です。いつも、台風のときにもそうでしたけども、去年の台風のときもそうでしたけれども、先ほど12番委員さんのほうの話でありました、レンタル機材ということで、水中ポンプをいつも共成レンテムさんのほうからお借りをしておりました。消防も出動をいたします。町からも出動いたします。その中で、やはり4台だけでは少ないということで、今回10台を補強して、消防と町のほうで、それぞれ対応を図りたいということでございます。

実際に、停電時というのは想定をしておりません。わざわざそのポンプを持って行って、発電機を稼働させてというのはなかなか難しいだろうと。実際に、その家庭のコンセントをお借りして排水をしていると、行っているというような実態もございます。発電機それぞれ、ほかにも、山の手地区集会所に備えつけでとか松葉地区集会所に備えつけでというものはありますけれども、町として自由に使うことができる発電機は、今1台ということでございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 ただやっぱり、暴風雪、雪や何かでも、やはり停電は頻繁にというか、頻繁にというわけじゃないんですけどもね。ただ、やはり例えば、この間も、床潭地区のほうで長時間停電になったりというような中では、やはり無通電の状態がまるっきりないんだというふうには言えないと思うんですよ。冠水する床上、床下に冠水するような時期というのは、やはり風雨が当然強いわけですから、そういった中では、ポンプの整備も必要でしょうけども、やはり1台じゃちょっと足りないんじゃないのかなと。幾つか、やはりなければならぬんじゃないのかなというふうに私は思うんですけども、その点についてはどうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） コンキリエのほうに2台、これは夜テントを設営するためのものですが、これ使うことができますし、また森林センターのほうにも用意をしておりますので、臨機応変に、このあたりを活用していきたいというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、無通電時に水中ポンプを稼働できる台数というのは、じゃあ、そういうほかの場所に配備されている発電機の数だけの分は動かせるのかなというふうに思うんですけども、合計で何台になるんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 町にまず1台、それとコンキリエのほうに2台、たしか森林センターにも2台行ったと思います。そのほか、宮園鉄北のほうにも1台ございますので、合計で6台ということですよ。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 よっぽど切羽詰まったときには、6台使えるんだと。ただ、やはり、それら、今言われたところは、それぞれもう避難場所にもなり得ちゃうわけですね。無通電時に

は、そこでの電力の確保といった中では、そこでの発電機の使用というものも考えていったときには、もっと実際に使える数が減ってしまうのかなと思うものですから、やはりそういった点では、台数の整備というのは考えるべきじゃないのかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 優先順位も考えて、必要に応じて検討してまいりたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

9番、南谷委員。

●南谷委員 委員長、予算計上されていないんですけども、災害対策ということで、2点お尋ねさせていただきたいと思います。私、かみさんと電気に非常に弱くて、どっちもびりびり来るもんですから、非常に初歩的な質問をさせていただきたいと存じます。

まず、無停電装置というんですか、この本体、災害あったとき、津波だけではないと思うんですよ。停電なるということはあるだろうと、そういう災害時にね。そのときに、先般、テレビを見ていましたら、自治体の電源、無停電のときの対応どうなってますかというのが放送されたんですけども、実際に、対応します、していませんという自治体もありました。本町は、どのような対応をされているのかなと。例えば、電話、電気、この庁舎がそういう場合、どのくらいの保管、電気、財源を確保できるのかなという部分で確認をさせていただきたいと思います。これが1点です。

それから、まとめて聞きます。2点目なんですけれども、実は12番委員さん、前にも質問をされておりました。先ほどの質問の中で、きっと質問してくれるだろうと期待しておったんですけども、さすが12番さん、計上されていないから質問されなかったが、実は、情報館の向こう側、既にもう工事されていますよ、避難道、鉄道渡っての。今までに私の記憶では、その工事をやっていますよという話は聞きました。ですけど、その工事の実態、事業主体がどうなのか、これらについては全く、私の記憶では聞いていないんですよ。やっているのが悪いと言うんじゃないんですよ。せっかくやったから、こうだというものをお示ししてもらえればありがたかったなと思うので、ぜひ私も、町民にかかわることだから、ここで質問をさせていただきます。

まず、その今、工事、もう既にやっていますから、工期がいつなのか、工事費がどうなのか、それから事業主体、計上されていないから、どこがお金を持っているのか。それから、JRとの関係がどうなったのか。どういうことでどうなったのかということはきちっと聞いていないんです。通れるようになりましたよと、工事やっているんですけど、その全体、工事の内容というものがわからないんですよ。ですから、町民の皆さんにもこうなりますよと。それから、いざ災害時のときに、あの線路はどうなるのか、横断するのにな。住民の皆さんがあそこを利用するに当たって、どうなのかということの説明を求めたいんですけども。委員長、お願いあるんですよ。ここで長々、僕は聞

く気がないんで、ある程度図面とか、そういうものが開示ができるのであれば、JRが工事やっているわけでは、僕はないんだと思っているんです、事業主体が。ここに計上されていないかから、わからないから聞いているんで、今会期中に、そういうものは資料要求として、説明は要りませんから、出してもらえればありがたいなど。その分については説明は、もし出してもらえるのなら要りません。(発言する者あり)

いやいや、資料だけもらえば、読めばわかることだからね、それで僕はいいので、そういうことでいかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） まず、今の避難階段のお話です。事業主体は、釧路開発建設部の、実際に工事に携わっているのは道路事務所のほうでございます。あと、詳細な部分につきましては後ほど資料を提出させていただきます。事業費につきましては、約3,000万円ということでお聞きをしております。

JRとの関係でありますけれども、これは平成24年の、もっと先からJRのほうにはいろいろと働きかけをしておりましたけれども、24年から釧路開発建設部の協力を得て、JR北海道のほうに、厚岸町と釧路開発建設部さんのほうで避難階段を設置する上での線路横断ということをお願いをしてまいりました。いろいろと何度もJRのほうにかけ合って、何とか協力をいただきたいということで行ってきた結果、JR北海道さんのほうも理解をしていただきまして、まずは厚岸町の駅、あとは場所、横断をさせようとしている場所が駅の構内であるということ。ですから、厚岸駅というのは24時間体制で必ず人がおられます。そういう意味で、通常の、町から外れたところの線路を自由に横断するわけではなくて、その管理下の中で横断ができるだろうということと理解をいただきまして、それと、階段の上下、向こう側に今階段ついていますが、その上と下のところに、けやぶり式の門扉をつけること。それと、JRの土地と町の土地の間に柵をつけて、そこにもさらに、けやぶり式の門扉をつけるということと理解をいただいた。ただし、JR側のほうとしては、できる限りその門扉をけやぶるのではなくて、JRのほうに、こういう形で住民を避難させるということの一報をいただきたいということです。その非難に当たっては、JRの職員が、そこに張りつくこともあるかと思えますけれども、基本的には町の職員で対応していただきたいということなものですから、勤務時間中につきましては、情報館が近くにありますので、その職員をお願いをします。ただし、日中とは限りませんので、日中でない場合、勤務時間、勤務になっていない場合については、その近くに住んでいる職員にその対応を図っていただきたい。何人かにお願いをしているんですよね。あとは、当然、自治会のほうにもお願いをしていきたいというふうに考えております。これらのことを全部含めて、JR北海道さんのほうで理解をしていただいて、このような協定も、覚書も組んだ中で、このような事業の経過になったということです。

工期は一応、釧路開発建設部さんのほうからは今月いっぱいということでお聞きをしております。当初、いろいろ開発建設部さんのほうでも、その階段の形状につきましてはいろいろと検討していただいたんですけれども、最終的には、今つくられているよう

な形になったということでございます。あと、図面等につきましては、こちらのほうで控えているものを資料として提出をさせていただきたいというふうに思います。

それと、無停電装置、庁舎ですが、2時間、とりあえずもちます。その間に発電機を動かして、最低限の電源を確保することができることになっております。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 まず、避難道については、よかったなという思いでございます。せっかく、どこかで、たしか、町長のお話の中にあつたような気がするんですけど、少なくとも、12番さんも質問しておつた経緯もあるので、どこかで、そのぐらいは議会のほうにもきちつとお示ししていただければありがたかったなという思いが、これからも、計上されればわかるんですよ、でも、なかったもんですから、今回質問するの、どうかなというふうに非常に苦慮しました。

それから、2時間という、そっちのほうで尋ねさせていただくんですが、ボイラーも入れて、蛍光灯もつけて2時間もつんでしょうか、それとも電話だけが2時間もつんでしょうか。その辺どうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 休憩いたします。

午後4時31分休憩

午後4時32分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。

総務課長。

●総務課長（會田課長） 照明と電話だけです。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 この辺もね、本当に2時間でいいのかという部分では、やっぱり最高、今後検討課題ではないのかなと思います。いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） その前に、私から、鉄道を横断する階段の件について、お話しさせていただきたいと思います。

これはもう大変な課題なんです。例えば、2次災害が起きるかもしれません。というのは、列車です。災害があつた場合、列車が通るかもしれらん、そこでストップしてればいいんですけども。そういうことで、駅の構内で駅に管理をしていること、というよう

なことでございまして、これは全国からも、いわゆる線路を渡って逃げたいという要望があるそうでありまして。これは当然のことと思います。先般も、12番からご質問があったとおりであります。

しかしながら、今言った2次災害、起きた場合の責任、これが鉄道としては大変な課題だということで、なかなかこれは横断歩道については許可ができないと。多分、厚岸は、全国でも初めてではなかろうかと私は記憶しているわけでありまして、そういうことで、JRの深いご理解をいただいたと。そして、厚岸町民の生命を守るということでご協力いただいたという施設でございます。これは国も大変働いてくれました。そういうことで、国の事業としてやっていただいたということでもありますので、この点もご理解いただければと思っております。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今、委員から言われました、もう少し長い時間と、さらには、まだほかにも使えるような装置ということでございます。確かに、その必要性もあるかと思えますけれども、その辺、もう少し必要性、必要度合い、この辺を検討させていただいて、あとは、許される財源もございますので、その辺も検討をさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他に、2目ございませんか。
10番、谷口委員。

●谷口委員 まず初めに、防災行政無線についてお尋ねをしたいんですよね。それで、この間、詐欺なのか何なのかわかりませんが、新聞代を郵便ポストでというような電話があったということで、それは何か犯罪に絡むのではないのかというような懸念を持たれて、町が、これ、防災行政無線でしたよね、流したのは、IPもやったのかどうかわかりませんが、このいきさつ、ちょっと順序立てて、ゆっくり教えてください。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） その件につきましては、湖南地区の町民の方のところに電話が来た。内容としては、新聞屋さんを名乗って、忙しくて集金に行かれないので新聞代をポストに入れておいてほしいという電話があったようでございます。そして、それを受けた町民の方は、それであれば、2カ月分まとめてポストに入れておきますねということで電話を切ったようでございます。ただ、電話を切った後に、これはおかしいなということで、その方が新聞店のほうに電話を入れたそうでございます。そうすると、新聞店のほうとしては、そのような電話をかけてはいないということだったので、新聞会社のほうから役場のほうに電話をいただいたと。一報があったのは、

町民課のほうに実は……。 (発言する者あり)

ちょっと待ってください。

●委員長 (佐藤委員) 休憩します。

午後 4 時38分休憩

午後 4 時39分再開

●委員長 (佐藤委員) 再開します。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長 (湊谷課長) 大変申しわけございませんでした。電話を役場のほうでいただいたのは、2月27日10時ごろ、役場のほうに電話がありました。それで、そういった電話があったということで、新聞会社としては、そのような電話を入れてはいないということから、恐らく詐欺と思われる行為ではないかというふうに思いまして、その方だけに電話が行っているとは当然限らないわけでございますから、そういった被害が出ないようにということで、緊急で、お昼前にですけれども、直ちにその電話を受けまして、緊急で防災行政無線で流させていただきます。そして、追って、昼からになったかと思いますが、IP告知端末のほうでも周知をさせていただいたということでございます。

また、その翌日なんですけれども、また新聞屋さんのほうから、実はその同じ地区の方がまたそういう電話を受けたということが、新聞会社のほうから私どものほうに連絡が入りましたので、これにつきましては、前日同様な件で防災行政無線とIP端末で流しておりましたので、まずは、昼過ぎの定時でIP告知端末で流して、そして、夕方方の定時の防災行政無線で再度、また本日もこのようなことがあったので十分注意してくださいという注意喚起をさせていただいたという内容でございます。

●委員長 (佐藤委員) 10番、谷口委員。

●谷口委員 これは、その後どうなったかは、わかっているんですか、わかっているんですか。

●委員長 (佐藤委員) まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長 (湊谷課長) 当然、この情報というのは、厚岸警察署のほうにも連絡を、新聞会社のほうから行っているようでございます。また、私どものほうとしても、この防災行政無線、IP告知端末で流すということも、警察のほうとは連絡をとり合いながら、こういった注意喚起をさせていただいておりますので、警察も承知しているところでございますし、警察のほうとしては、その事案と思われる部分の取り締まり

というものをしたかと思えますけれども、その後、犯人が捕まっただとか、そういった情報というのは、私どものほうには入っていないと。また、被害に遭ったということも私どもには入っていないということでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 IP告知を、あるいは防災行政無線を使って、被害がなかったから、ああ、よかったよかったというふうに思えば、私は非常によかったなというふうに思うんですけど、残念ながら、ある町民が、おまえのうちの電話から発せられたということで、警察に出頭させられ、2時間にわたって、その問題の取り調べを受けたと。その上で、その人の職場にまで電話が警察のほうから行って、結果的には、その人は、とがめられることもなく今いるわけですけど、職場まで失ってしまっているということなんですよ。そういうことに対して十分な調査というか、これはもう、そういう連絡があったから、そういうことをやったことが、私は悪いとは言い切れないのかなとも思いますが、その問題に当たって、結果的に連絡を受けた人と連絡をされた人、そして、それを受けた新聞店、それから、厚岸町あるいは警察等が、その経過を順序よく調査をされて、これは防災行政無線等で放送して注意喚起を行うことが妥当な事案ではなかろうかということ判断されてやられたことだというふうに思うんですけど、結果的に、ある町民が、全く自分の身に何にもないにもかかわらず、そういうことが行われて、自分の働いている職場までそのことによって失わざるを得ないというようなことが起こることに対しては、やはり誰かがこれ、責任をとらなきゃならないと思うんですよ。これは厚岸町は全く関係がないのか、あるいは警察が何かをしたのか、そういうあたりをやっぱり双方がきちんと、こういう問題にはどう対応して、どうだったのかということを検証されないと、私は困るのではないのかなというふうに思うんです。それで、その問題について、その後、役場のほうに、何か困ったということで相談に訪れた方はいるんでしょうか、どこかの窓口に。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） こういった事案が発生をして、紛れもなくもう詐欺だと思わざるを得ないような事案が発生したという場合に、うちのほうは消費者被害を一人でも出さない、町民から出さないという意味で、こういった情報が入った場合には、新聞会社のほうからそういった電話が来たものですから、確認をさせていただいて、それが事実とすれば、これを未然に防ぐということは当然のことだと思いますし、これを一刻でも早く流さなければ、そういう被害者が一人、二人と出るおそれというのは十分あったかと思えます。そういった意味では、逆に、そういった防災行政無線、あるいはIP告知端末が流れる、こういった情報が、厚岸の町で何か察知した場合には、役場に來ることによって、町民のほうに周知されるぞということが広く知れわたれば、そういった行為に及ぶ方だって厚岸には入ってこないということにも結びつくと思います。私は、今回、厚岸町がとった行動は何も間違っていないというふうに思っております。

ただ、今質問委員言われるようなことというのは、大変悲しいことですが、それは捜査上のことでございまして、警察がどのような形でそういうような対応をとったのか、それは私どものほうで知らない範疇でございますけれども、行政、役場としてとるべきことは間違っていなかったというふうに思っておりますし、また、今回のその事案に関して、質問委員言われたような相談事というのは、実は私どものほうにも来てはおりませんし、私どものほうにそういったものは、関係部署のほうに連絡、相談があったということも聞いているところではございません。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ただ、今そのようにおっしゃっておられますけど、私はその犯罪行為が未然に防がれるということは否定するものではありませんし、ただ、場合によっては、どういう連絡をお互いにしていくかによって、そういう、犯罪に関係ない人が変な形で巻き込まれて、犯罪者に今回はきっと仕立て上げられないで済んだのかなというふうに思うんですけど、本当に犯罪を犯していれば、それはやはり重大問題ですけど、そういうことが行われたときに、やはり町は、その問題を町に一番先に連絡が来ているわけでしょう。その上で、どっちが警察にという話になったのか、新聞店がそう思ったのか、町が、おたくのほうでも警察のほうにというふうな話をされたのか、その辺は私はわかりませんが、そうであれば、そして町も、そうやって警察まで行っているということがわかっているわけでしょう。そうであれば、それを、その後どうなったのかは、警察のほうにも問い合わせをしてみる必要があるんじゃないのかなというふうに、私は思うんですよね。そういうことをしないと、やはり、それは未然に防げて何もなくて終わりましたよということなのか、そのあたりもやっぱりお互いに、せっかくこういうシステムをつくっているわけですから、一つ一つを検証しておくことが大事ではないのかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 私どものほうから、厚岸町のほうから、防災行政無線で流した内容というのは、そういった、郵便ポストに入れておいてくださいなどといった内容の電話をかけ、お金をだまし取ろうとする手口の詐欺と思われる事案が発生しましたと。新聞店でも、そのような電話をかけた事実はありませんので十分注意してくださいと。そのような電話がかかってきた場合や郵便ポストをのぞく不審な人を見た場合には、すぐ警察署のほうに通報してくださいというものでございます。あくまでも私どもは、そういう寄せられた情報に基づいて、こういう注意喚起をさせていただきました。ただ、こんなことを言っただけですけれども、その先の捜査の段階が、どうしてそういうことになったのかなということで、大変残念に思いますけれども、それについては、役場として、厚岸町としてどうこうということではなくて、捜査上のほうの進め方の問題だったんだろうなということ以外は、私どもとしては何も答えられないということでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 その問題はわかりました。それで、この災害対策、ずっともう2週間以上やっているのかな、やられているので、お聞きしたいんですけど、つい最近、道の援助を受けて、情報館で図上訓練をやられていますよね。英語で何というのか、私わかりませんが、日本語も上手にしゃべれないのに、英語ができませんので。

それで、私たちの自治会の取り組みとして、いつも元気でいける人は、特にいろんなことを経験しているんですけど、余り出たことない人にも、今回は特に参加してもらったんですよ。町中、車を押して歩いている人だとかね、そういう人にも参加してもらって、そして訓練をやってみて、たまたま机がちょっと違って分けられてしまったものですから、そっちにはいれなかったんですけど、非常にいい訓練だったなというふうに思うんですよ。

それで、ああいう訓練をやってみて、それでも、結構、専門家に、これはどうします、これはどうしますとやられてしまって、どんどんやってくださいって言われたことを書いて、みんなで紙に張ってやったんですけどね、さあ、それを説明しなさいといったら、これもまた難しいもので、そのとおり簡単にできるものでないなど。だけれども、そういう人が参加してくれたおかげで、いつも元気で逃げたりする人では思いつかないことが結構出てくるんですよ。ですから、この訓練は、避難訓練をやるのも大事ですけど、この訓練ももっときめ細かくやっていただいたら非常に助かるなというふうに思いました。そうすれば、自治会ごとだとか、大きい自治会だったら班ごとだとか、そういうことも含めてやっていただければ、あっ、こういうことなのかということがわかってくるし、自分の周りがこうなっていて、こういう場合どこへ行けばいいのかということもわかるし、あるいは、元気なうちは避難訓練だってやっていますよね、そのときに、朝、薬だ何だなんて思わないで、何か袋を持って逃げればいらいに思っていますけれど、実際、この間やってみたら、薬を持っていかなきゃなんないとかって、いろいろあるんですよ。ですから、そういうことをもう少しきめ細かに、それで、もし専門家が厚岸町の中にもいるのであれば、そういう人をたくさんつくってほしいし、それから、想定も、この間は夜中のほうが主だったような気するんですけど、日中のこの時間だったらどうしようだとか、そういうのもいろいろ含めて、地域に合った、ああいう図上訓練をやっていただければ、非常に助かるなというふうに思いました。それでないと、何か自主防災組織って言われても、なかなかみんなが乗ってこない、そういうものをみんなで考えることによって、ああ、こういうことだったらやらなきゃなんないなということになっていくんではないのかなと。

それからもう一つ、避難訓練、毎年やっていますよね。あの避難訓練なんですけど、やることに私は否定も何もしませんけど、できれば、これからやりますという放送はしないでほしいなど。あすの朝やりますよというのはいいんですけど、これからやりますと、その段階でみんな行くんですよ。地震が発生しました、逃げてくださいと言うときは、避難訓練に参加する人は、もうみんな山の上にいるんですよ。そして、谷口さん、息切れないか見てたというふうに、上から見おろされているんですよ。だから、やり方

を、やっぱり緊急性を持った避難訓練を、やっぱり切迫性があるというか、そういうものにしていくべきではないのかなというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） お答えをさせていただきます。

先日、行わせていただきました災害図上訓練には、湖北地区、湖南地区ともに、思った以上の皆さんにご参加をいただいて大変ありがたく思っておりますし、たまたま最後まで私いられなかったんですけども、その様子を見てみると、大変真剣に、しかも楽しくやっておられたことを見て、ああ、やってよかったなというふうに思っております。町長の町政執行方針にも書かせていただきましたけれども、来年以降も、まだまだ自治会の会員の方々おられます。今言われた、もっときめ細かく、できれば本当は机が地域の方々が集まっている、同じ地区の方が集まっているのがふさわしいんだというふうに思います。これは、室崎委員のほうからも言われておりますけれども、本来であれば、地区ごとに、もっときめ細かくということも言われております。これらをまた来年度に、今回やったことを生かしながら、どういう形でやれば、しかも、年1回ではなくて、年何回かに分けて行うことがいいのか、これらも検討させていただいて、来年度に向けて意義ある訓練、研修会、行っていきたいというふうに考えております。

また、先日、協力をいただいた北海道の職員ともお話をさせていただきました。そのほかにも、これは、災害図上訓練はDIG、D、I、Gと書いて、ディグというらしいんですけども、今度はHUG（ハグ）という訓練もあるそうです。これは、避難所の運営を同じような形でシミュレーションをして、皆さんでその避難所がどうあるべきかというのを話し合っていく訓練だそうです。これをぜひ厚岸町としても行いたいと、来年度行いたいということで要望させていただきました。北海道からも、ぜひ厚岸町で行わせていただきたいというお返事をいただいております。この辺も、また皆さんのほうに投げかけて、本当の意味での自主防災組織というものの活動を活性化に向けて取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、訓練です。避難訓練の放送の部分です。これも町長の町政執行方針に書かせていただきましたけれども、実効性のある訓練というものがどうあるべきなのかということ、10月20日ころに行われる訓練、実効性のあるものとして行えるように、また早いうちに内部で検討をして、また北海道の職員からの知恵もかりて実効性のあるものに行っていきたいというふうに思います。緊迫性のある訓練、実効性のある訓練、研究させていただきたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 訓練も、先ほど室崎委員が、あの訓練、この訓練、訓練をずっとやっていくうちに、もう大変な目に遭って、どの訓練をやれば、住民としては身につけることができるかということがあるんですけど、やはり住民としては、避難をするというのが、これ、何と云って第一ですよ。それで、避難した後どうするかというのは、命あつ

ての物種ですから、その次を考えればいいのではないかと私は思っているんですけど、ぜひ、逃げていただくためのこういう図上訓練と、そういう意識づけをやっぴりきちんと住民に持ってもらうと。

それと、私、もう一つ提案したいのは、車の避難、これのよしあしが盛んに言われていますよね。それで、私、どこかの段階で、やっぱり車で動いたらどうなるかという実験をやる、訓練をやる、訓練の中でやるか、実験を試みるか、あるいは、町としてある程度のシミュレーションをしてみて、こういう場合にはこうなりますよというものを我々も知っていないとだめではないのかなと。うちの周り見ても、ほとんど、自力で何とかできる人というのは半分いないですよ。そうすると、その人たちを振り切つて、我々、なかなか自分たちだけが避難をするという行動をとりづらい。だから、そういう人たちを何とかするには、最低、こういう車は、どうか動く仕組みをつくってほしい、そのかわり、どのルートをどう通れば必ずそれが抜け切れるのかという、そういうものを訓練の中でやるか、ある程度どこかでシミュレーションしてみるとか、そういうものをぜひやっていただきたいなというふうに私は思うんですが、これは無理なことでしょうか。やっぱり歩き以外ないですか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 実際には、かなり難しい問題だと思います。ただ、基本は、厚岸町の場合は、北海道が公表した津波が来るまでの予想時間、とりあえず、これは目安ですけど、末広・床潭で24分、市街地については29分ということで、想定がされております。基本的には、これだけの時間があれば、健常者の方々であれば、それぞれの避難場所には到達できる範囲の中で避難場所を定めているつもりであります。ただ、どうしても車で避難しなければならない方というのは、当然出てくると思います。これは、こういう方々を乗せて車で避難をされるというのは認めなければならないだろうというふうに思っております。原則は、あくまでも徒歩での避難というのが原則だと思いますけれども、これもやはり認めなければならない。これはもう既に国がそのような方針を出されしております。ですから、厚岸町がこの車避難というのを一部認める場合に、道路、あとは、どのような方々を限定してということも定めなければならないだろうというふうに、ある一定のルールというものを定めなければならないだろうと。これは、震災以降、大きな課題であると思っております。これらも、検討という言い方しか今現在としてはできませんけれども、できる限り早く町民の皆さんに周知していけるように取り組んでいきたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 検討ですつといくんでは、まだ退職まで相当ありそうですからあれなんですけど、そう長く待っているような内容でもないなど。それで、できれば、やっぱり一回、専門家に厚岸町の道路網だとかそういうものを含めて、車でもし避難をする場合はどういふふうになるだとか、そういうものを検討していただくとか、それから、車避難が圧

倒的に多い場合はどういう誘導をするのか、役場の職員も、したって、この間の説明では「あみか」のところまで車で行ったわけでしょう。何かしたら行きませんよね、「あみか」までも。ですから、そういうものも含めて、どう移動するのかっていうことを、やっぱり少し早急に、ここまでさっさっさっとは、ここまで、次はここまでやろうという、計画を、避難の仕方ね、徒歩避難を原則とするということは、私もだめだとは言っているわけではありませんし、私もその立場で避難訓練には参加していますので、ぜひやっていただきたいなというふうに思うんですよね。どうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 委員には、以前から、専門家の知恵をかりてということ、ご意見いただいております。根室市だとかの例もございますので、できれば、その専門家の力をかりて、早く計画が進められることが望ましいというふうに思いますので、その辺、何とかですね、専門家というのは、どういう方々がいるのかということのもちょっと研究をさせていただかなければなりませんけれども、早く計画が策定できるように取り組んでまいりたいと思います。

（「いいです」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 予定の時間なんですけど、一応けじめのいいところで、3目の消防施設費までいきたいと思いますが、よろしいですか。けじめでは、3目までいくと、月曜日が、今度、教育費からということで、ちょっとけじめがいいんで、皆さんがよければ、3目まで。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） では、2目。
8番、竹田委員。

●竹田委員 時間も時間なので、急いでやりたいと思います。61ページの歳出でやろうと思っていたんですけども、このページのほうがいいということで言われていたので、聞きたいと思います。前にも質問したことあるんですけども、防災対策、この防災会議という会議の名目があるんですけども、この中に、地方防災会議や防災行政総点検だとか、防災力のパワーアップ講座だとか、いろいろな部分で地方自治体が行っている部分もあります。それで、前に申し上げた、女性の視点から防災行政総点検をしていただき、女性委員が一人でも多く入った地域防災計画の策定に当たって、ぜひ女性を入れる考えをとという要望をしていました。町としては、そういった部分で女性を入れるということで、今まで、どういった計画と、どういった方向性で進んでいるのか、まずお聞きしたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 地域防災計画の策定に当たっての検討委員会というのは、防災会議がございまして、厚岸防災会議。実は、災害対策基本法の中で、規定の中で、これまでは、関係機関、団体の方々への、厚岸町からそれぞれの関係機関のほうに文書を出して、そこから選ばれた方を防災会議の委員として任命をしてきたという経緯がございまして。これはあくまでもその災害対策基本法の中で、こういう方々という規定があるものですから、なかなか女性委員をとるのが難しかったんですけども、災害対策基本法の改正がありまして、その中に防災会議の委員のメンバーに、委員として自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから町長が任命する者というものが改めて定められまして、町としてもこの防災会議条例を改正をして、ちょうど25年の5月1日から施行になっておりますけれども、構成員を25人以内まで増やして、この新たな規定を設けさせていただいたということで、その中で、実を申しますと、自主防災組織を構成する者の中から、1名の方だけなんですけども、女性委員が初めて入ったということでございまして。この委員の基準の中で、女性委員が入るとというのがなかなか難しいというのがあるものですから、今現在、とりあえずは自主防災組織を構成する中で1名の女性委員に入れていただいたということでございまして。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 25名中1名ということになった、数だけ聞くと、何だということにはなっちゃうんですけども、今までゼロだったものが、厚岸町で初めて1名入っていただいたということで、大変喜ばしいことだというふうに思いますよね。25人のうちの1名かもしれないけど、この方が学識経験者、また自主防災という意識を持って入ったならば、3人分の知恵を出してくれるのか、5人分の知恵を出してくれるのか、そこに大きな意義があるというふうに思っています。ですから、大変すばらしいことだというふうに思います。

それで、この中で、先ほど質問の中で課長が言っておりましたHUGという、逃げた施設の中で、どういった、その施設の中でまた逃げるという訓練、そして施設の中に入ってからのもう訓練をどうするのかということが大事だというお話をされておりました。そこで、私もそこを聞こうと思っていたんですけども、女性の方から、2013年3月の東日本大震災の被災地で、トイレが男女別になっていないと、間仕切りがないなど、女性用の下着や生理用品などの備蓄物品がないこと、女性への配慮がなされていなかった現実に直面した、そこで、二度と同じことを繰り返してはならない、今回の教訓を生かしていただきたいというようなことがありました。私は、前回このことについて質問させていただきました。もちろんそれは言ったことでもありますし、言う前からもう既に報道等でわかっていることだと思うので、十分認識されているものと思います。その中で、今回の、その施設の運営をどのようにしたらいいのかということも、まだ決定はしていないと思います。その中で、女性の意見をさらに聞いていただいて、また、この1名が2人3人となり得るようにやっていただきたいなと思いますけども、いかがでしょうか。

か。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から答弁させていただきます。

これは、重要な課題であると私も認識しておりますし、特に今お話ありましたとおり、3.11の際の女性の避難場所における大変な状況、これも私自体も承知をいたしております。そういうことで、女性の視点を加えた対策、これは重要なものであると認識しておりますので、当然のものとして、今後考えていかなければならないと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 一つ言うのを忘れましたが、妊婦、妊婦さんと言ったほうがいいですね。妊婦さんの部分についての配慮というのが、またこの被災地の中でなされていなかった。それから、乳幼児に対しての対策もなされていなかった、ここが非常に対策本部としての嘆きの部分に非常に大きく取り沙汰されていまして。ぜひ、このことも同じように感じているとは思いますが、妊婦さん、また乳飲み子を持った人たちの部分も、どうしたらいいのかということも大きな重要点だと思うので、そこも視点に入れていただいて、その部分どうしたらいいのかということもあわせて対策を練っていただきたいというふうに思いますが、済みません、もう一度お願いします。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私の防災対策の施策としまして、今まで議論しているのは、そのとき、災害が起きたときどうするんだと、それだけではだめだと思っております。その後、今申し上げたとおり、女性の視点から考えた対策、さらにはまた、三陸の例をとりましても、長期避難しなければならない、ストレスがたまる等々、いろいろな課題があるんです。ですから、そのときも大事だけれども、その後どうするかということも、今いろいろと指示していますので、これらも含めて対応してまいりたいということでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 それから、一般質問でもやりました、町長も先ほどいろんな質問者に言っていましたけれども、町民を守るべき町職員をまず守ることがとても大事ですということも申し上げて質問した中に、町民を守る側の町職員に、命をさらに守っていただくために、1%の可能性でも高めるために、ライフジャケットをとすることを提案させていただきました。今回、防災力を高めるために消防団全員にライフジャケットを装備しましたと。いつ何どきあっても、それを持っていけるように自宅に配備したということ

で、大変すばらしいことをしていただいたなというふうに思っています。町職員について、町長はそのような形をとっていきたいというようなお話をしていました。町職員についてのライフジャケットの装備の用意については、どのようになっているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） さきの議会の中で、町長から町職員の命を守ることも大事なことで、これは町長が東北の被災地を見てきての感想も含めて、そのような形で答弁をされたということですが、職員へのライフジャケット、委員からの提案も含めて、いろいろと内部で検討をさせていただきました。1着、実を言いますと、ごくごく簡単なもので、約5,000円いたします。役場職員全員にこれを配付するとなると、100万円以上の金額がかかります。これは、職員の命を守るために、何%かの命を守るためには必要なことということも認識をしながら、今、まず、優先順位の中で、ほかにも整備をしていくものも当然まだまだございます。その優先順位の中で、これまで防災対策、減災対策というものを町として進めさせていただきました。これら、そのライフジャケットの着用につきましては、いろいろと全国的にも議論がございます。それらも含めて、再度また改めて、今、優先順位の中で、町職員へのライフジャケット、または児童生徒へのライフジャケットというのものもあるかと思えます、これらを検討させていただきたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 検討は、やるときも検討で、やらないときも検討なので、ぜひやる方向性の検討にさせていただきたいということを強く要望しておきたいと思えます。私は山のほうにいたので、さほど必要性のないものと思えますけども、本当にここは目の前が海ということで、まずは逃げることが前提になってくる。そのときに、津波が一波、二波と来ているときに、一斉にさっと逃げれる状況ではないということをおもっているものと思えますけども、改めてよろしくお願ひしたいなというふうに思えます。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今、委員言われたこと、全て認識した上で、改めて、そのライフジャケット、また、どの職員に配付をするかということも含めて検討させていただきます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 大きな津波来て、さあ逃げようといったときに、どの職員に用意するかなんて言っていたら、人間ですから、自分のものよりもなかったら、他人のものも取って逃

げてしまうということの事態もあります。本当に命を守る部分で、100万円かかるかもしれないですけども、その面含めて、全員にちゃんと配備できるように考えていただきたいと思います。

それで、時間もないので、次に行きたいと思います。厚岸町では、太陽光発電に補助金をということで、僕もこれで一般質問させていただいていました。去年から太陽光の発電に補助をつけることになりました。それで、この災害対策といった部分で、官と民の力を合わせてということで、自助、公助にもなると思うんですけども、これ、アイデアなんですけど、太陽光を自分のお金で自分でつくった部分については、これ、致し方がないと思います。せめて、太陽光に補助をいただいた方に、これ、条例か何かが必要なのか、その辺の難しい話は僕もちょっとわからないんですけども、災害で津波が来た場合、いろんな災害があると思います、そのときに、太陽光が発電されていた場合に、電気が、さて、何らかの理由で必要だといったときに、この太陽光が発電しているのを民間で個人でつけていただいたその太陽光を、断りがあってしかりなんですけども、災害時のときに、その太陽光で発電されているものがもし生きていたとしたら、それを事前にもって報告をして、協定か何かを、厚岸町役場と本人との個人の私有物ですから、そういうことを結びながら使えれるように、例えば、本人がいれば聞けるんですけども、災害ですから、いつ何どきとか、人を探してとかというときよりも、本当に必要なときに使えれる、そういった想定を持って、何かの施策を考えて使えれるようにしたほうが、本当に助かるものがより助かるものになっていくというふうに思うんですよ。

ぜひその部分を、この太陽光をそういった使い方にするというのは、全国的にも余り、余りというか、僕の調べではほとんどないですよ。ですから、これから太陽光が、山も海辺のほうも、あちこちで太陽光がどんどんどんどんつくられてくると思います。そういった部分で、本当に命を守る、災害をそれ以上広げないといった部分に、もしつなげれるものであるならば、そういった協定をつくるとか、条例を変えなければそういうことができないのであれば、そういった部分も研究してほしいなという要望なんですけども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 先ほどの議論の中で、災害時協定というお話がございました、議論がございました。この災害時協定というのは、実を言いますと、厚岸町と、その関係者との間での災害協定というのは組むんですけども、実際には、それにかかった費用というのは、厚岸町が、災害の一定期間終わった後に全て支払いをするというような協定の内容になっております。ですから、今、それぞれ個人が恐らく太陽光の発電というのは、業者も入っていると思いますけども、それぞれ個人なり、業者がそれぞれ太陽光発電装置を設置をされているんだと。当然、災害時に、もし厚岸町が、それらの太陽光発電で蓄積された電気を厚岸町が何らかの形で使うとすれば、町が全てボランティアということにはならないと思います。この辺、初めてのご意見でもありますし、全国的にも例がないというのでございますので、できるのかできないのか、また、どういう形になるのか、これら総務課だけでは当然できませんので、関係課含めて研究をさせてい

ただきたいと。まずは、研究をさせていただきたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 このことが実現すれば、もし実現したならば、すごい有力な手段の一つとして、堀委員も言っていました、本当に停電になったときとかという想定のもとでお話をされていましたが、本当に、唯一、日中、停電なって、その太陽光から蓄電もできるといった使い方をするならば、先ほど2時間でどうなんだというお話もありましたけども、今テレビ1台、大体7時間から8時間使えれる、金額にして大体26万円から30万円出せば、蓄電池が一般家庭で今自由に買えるようになってきました。もう本当に1年、2年すると、10万円台から20万円以内で蓄電池が本当に普及するだろうというふうにも、すぐ目の前に来ているということも家電メーカーのほうで言われています。そういった部分では、世界にも先駆けて日本の技術というのはものすごいので、そこの部分、ものすごい勢いで開発されているということがわかっていると思います。そういった部分で、この太陽光を生かして、いかにその災害に向けてどういう使い道をするかということは、すばらしく、もし実現すれば、いいものになってくると思うんですよ。本当に答弁でも研究してしますということだったんですけども、早いば早いほど、その部分についてはいいと思うので、ぜひ早目に研究をさせていただきたいなというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、担当課長から、答弁あったとおりでありますので、どうか、竹田委員もいろいろな知恵持っていると思いますので、竹田委員の知恵もおかりしながらいろいろと研究させていただき、そのように考えますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

（「わかりました。終わります。」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他に、2目ありますか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ、3目消防施設費。
12番、室崎委員。

●室崎委員 時間も押し詰まっておりますので、簡単に話したいと思います。

消防備品項の整備事業として、備品購入というのが出ているんですが、これ、救助用のゴムボートというふうに、たしか予算説明で聞いたと思うんですが、間違いはないでしょうか。

- 委員長（佐藤委員） 総務課長。
- 総務課長（會田課長） 救助用のゴムボートと船外機になります。
- 委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。
- 室崎委員 これは、どういう災害を想定してのものなのでしょうか。
- 委員長（佐藤委員） 総務課長。
- 総務課長（會田課長） 想定としては、去年の台風の際の孤立された人を救助するためと、それらの目的として購入するものでございます。
- 委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。
- 室崎委員 いわゆる今回の3.11の大震災の大津波だとか、ああいう状態になったときのことを考えているわけではないんですね。
- 委員長（佐藤委員） 総務課長。
- 総務課長（會田課長） 活用としては、そちらの方も当然入ってくるだろうというふうに思います。
- 委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。
- 室崎委員 今回の大震災の被災地に行ったときに、いろいろと聞いた話の受け売りなんですが、先ほども申し上げたように、実はガレキというやつが、すごいらしいんですよ、水の中。それで、通常のゴムボートでは、まず裂けてしまったというような事例もあるようです。それで、その町では、そういう事例を見たり聞いたりしているので、そういう震災の、ガレキが浮遊しているような状態の中で救助しなきゃならないときには、木製なのか、今の何ていうんですか、FRPだか、それから、その金属があるんでしょう、そういうようなものでないと、ゴムボートではちょっと難しいかもしれんと。ただ、米軍の上陸用舟艇なんかはゴムボートでやっているから、どうなんだろうねと私言ったら、言った人のほうは詰まっちゃって笑っていましたがね。そういうようなものもあるということは、何とかな、一つの想定の中に考えておかなきゃならないだろうかと、そのように思いましたので、そういう点も十分お考えになって、これはこれでということなのかどうかをお聞きしたかった。
- 委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 実は台風18号のときに、周囲の河川から水がオーバーフローをして、自宅からもう出れないと。ベッドの上で、暗くなった時間帯で、本人も、周りの状況がそういうふうになっているということ気づかれないで、役場に救助要請があったわけですね。そのときに使ったのは、実は艇庫にあります、あれはFRPでつくっている手こぎ用のカッターを出してもらうように、教育委員会に要請をして、それを陸送をして当該地に運んだということがございました。こんなことやったらだめだと、時間がかかり過ぎる、現場に搬送するまでにとんでもない労力を使ってということがありまして、その補完的な役割も持てるし、コンパクトにたためると、搬出もできるというようなことがありまして、これを町のほうで買って、消防署のほうに運用をしてもらうということを考えました。当然、使うに当たっては、周りの状況をよく考えて、浮遊物で、ガレキで、パンクしそうなところには使えないわけですから。ただ、今回の例でいきますと、消防署員がウエットスーツというんですか、スーツを着て、首までつかるところまでには行っていなかったものですから、救助すべきお二人の高齢者の方だったんですけども、その方を乗せて、消防署員は引っ張って歩いたというようなことで対応させていただきましたけども、どういう活用があるか、あれですけども、そういう状況を見て使用するということを考えていきたいと思えます。

●委員長（佐藤委員） 他に、3目ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、本日の会議はこの程度にとどめ、17日月曜日、引き続き審査を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（佐藤委員） なければ、本日の委員会は、これにて閉会し、17日月曜日午前10時から本議場において委員会を開催いたします。

本日は、ご苦勞さまでした。

午後5時35分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成26年3月14日

平成26年度各会計予算審査特別委員会

委員長